

六法全書 令和八年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和八年一月一日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなってしまう。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和八年六月二日から令和九年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和九年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和八年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和九・三・三一までに施行」などと表記していますが、施行期日定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和八年三月一日

有斐閣六法編集室

凡 例

- 〔内容現在〕 令和八年三月一日
- 〔掲載内容〕 六法全書令和八年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。
- 〔施行期日の範囲〕 令和八年六月二日から令和九年三月三十一日まで（令和九年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。）
- 〔掲載の原則〕 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。
- 〔改正法一覽〕 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えを表記した。
- 〔施行日決定一覽〕 六法全書基準日（令和八年一月一日）から同年三月一日までに公布された施行期日をも定める法令により決定した施行期日を一覽で掲げた。

施行日決定一覽

法 令 名	施 行 期 日	施行期日を決めた法令
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七法六三）附則第一条	令和八・一〇・一	令和八・二・二六政七
医療法等の一部を改正する法律（令和七法八七）附則第一条第三号及び第五号	附則第一条第一号につき令和八・四・一、同条第五号につき令和八・一〇・一	令和八・二・二七政八

目次

公法

- 個人情報保護に関する法律平成一五
法五七……………三
- 国会法昭和三七法九……………三
- 公職選挙法施行令昭和五政八九……………三
- 政治資金規正法昭和三三法一九四……………四
- 裁判員に参加する刑事裁判に関する法
律審査法平成一六法六三……………五
- 検察審査会法昭和三三法四七……………六
- 内閣法昭和三三法五……………七
- 国家公務員法昭和二三法二〇……………七
- 地方自治法昭和二三法六七……………七
- 地方自治法施行令昭和二三政一六……………九
- 地方公営企業法昭和二三法二九……………九
- 地方独立行政法人法平成一五法二一八……………〇
- 行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律
(平成二五法二七)……………〇
- 行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律施
行令平成二六政五五……………〇
- 行政事件訴訟法昭和三七法三三九……………一
- 公文書等の管理に関する法律平成二二
法六八……………一
- 独立行政法人等の保有する情報の公開
に関する法律平成一三法二四〇……………一
- 特定秘密の保護に関する法律平成二五

- 法一〇八……………一一
- 住民基本台帳法昭和四二法八二……………一二
- 入札競争等関与行為の排除及び防止並
びに職員による入札等の公正を害すべ
き行為の処罰に関する法律平成四法
一〇一……………一二
- 国税通則法昭和三七法六六……………一二
- 所得税法昭和四〇法三三……………一二
- 法人税法昭和四〇法三三……………一二
- 消費税法昭和六三法一〇八……………一四
- 消費税法施行令昭和六三政三六〇……………一五
- 印紙税法昭和四三法二三……………一八
- 登録免許税法昭和四三法三五……………一八
- 租税特別措置法昭和三三法二六……………一八
- 関税法昭和四九法六一……………一九
- 地方税法昭和四二法二六……………一九
- 警察官職務執行法昭和三三法三三三……………二〇
- 破壊活動防止法昭和三七法四〇……………二〇
- 水防法昭和四四法一九三……………二〇
- 道路交通法昭和四五法一〇五……………二二
- 道路交通法施行令昭和五政二七〇……………二二
- 出入国管理及び難民認定法(昭和六政
三一九)……………二二
- 日本国との平和条約に基づき日本の国
籍を離脱した者等の出入国管理に関す
る法律平成二七法七……………二二
- 自衛隊法昭和四九法二六五……………二四
- 学校教育法昭和二三法六……………二四
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業
者による児童対象性暴力等の防止等の
ための措置に関する法律令和六法六九……………二四

民法

- 不動産登記規則平成一七法務八……………二五

刑事法

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規
制等に関する法律平成一七法三六……………二五
- 犯罪被害財産等による被害回復給付金
の支給に関する法律平成一八法八七……………二七
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及
び押収物に記録された性的な姿態の影
像に係る電磁的記録の消去等に関する
法律令和五法七……………二七
- 刑事訴訟法昭和三三法三三……………二八
- 刑事訴訟法施行法昭和三三法四九……………四〇
- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法
律平成二二法三七……………四〇
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図る
ための刑事手続に付随する措置に関す
る法律平成二二法七五……………四一
- 刑事確定訴訟記録法昭和六二法六四……………四五
- 刑事訴訟費用等に関する法律昭和四六
法四……………四六
- 刑事事件における第三者所有物の没収
手続に関する応急措置法昭和三八法一三
八……………四六
- 刑事補償法昭和四五法一……………四七
- 少年法昭和二三法六八……………四七
- 逃亡犯罪人引渡法昭和二八法六八……………四八
- 国際捜査共助等に関する法律昭和五五
法六九……………四九
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に

社会法

- 関する法律平成一七法五〇……………五〇
- 国際受刑者移送法平成四法六六……………五〇
- 少年院法平成二六法五八……………五二
- 少年鑑別所法平成二六法五九……………五二
- 更生保護法平成一九法八八……………五三
- 更生保護事業法平成七法八六……………五三
- 保護司法昭和四五法二〇四……………五四
- 恩赦法昭和二三法二〇……………五四
- 公益通報者保護法平成一六法一一三……………五五
- 雇用の分野における男女の均等な機会
及び待遇の確保等に関する法律昭和四
七法一一三……………五六
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介
護を行う労働者の福祉に関する法律
平成三三法七六……………五七
- 女性の職業生活における活躍の推進に
関する法律平成二七法六四……………五七
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇
用管理の改善等に関する法律平成五法
七六……………五七
- 労働安全衛生法昭和四七法五七……………五八
- 労働施策の総合的な推進並びに労働者
の雇用の安定及び職業生活の充実等に
関する法律昭和四四法一一三……………五八
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及
び派遣労働者の保護等に関する法律
(昭和六〇法八八)……………五九
- 障害者の雇用の促進等に関する法律
(昭和三五法一一三)……………六〇
- 国民年金法(昭和三四法一四一)……………六〇
- 確定拠出年金法平成三三法八八……………六一

○社会保険労務士法(昭和四三法八九) 六二

○児童福祉法(昭和二三法一六四) 六二

○児童虐待の防止等に関する法律(平成二二法八) 六三

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成一八法七) 六四

○医療法(昭和二三法一〇五) 六五

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律(平成一五法二〇) 六五

産 業 法

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二三法五四) 六六

○信託業法(平成一六法五四) 六六

○資金決済に関する法律(平成二二法五九) 六六

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四法四三) 六八

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和六法二七) 六八

○不正競争防止法(平成五法四七) 六九

条 約

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二七法一三八) 六九

○個人情報保護に関する法律

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・日本学術会議法(令和七・一七法七〇)附則三八条令(八・一〇)施行

別表第一(第一條関係)

日本学術会議の項改正により追加

○国会法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和七・三三法三九)附則二五条令(九・三二)まで

第三四条(二)逮捕捕縛の通知①内閣は、会期前に逮捕された議員があるときは、会期の始めに、その議員の属する議院の議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

②略

第一〇〇条(議員の不逮捕特権)①(略)

②内閣は、参議院の緊急集會前に逮捕された議院の議員があるときは、集會の期日の前までに、参議院議長に、令状の写を添えてその氏名を通知しなければならない。

③④略

⑤議員が、参議院の緊急集會前に逮捕された議員の釈放の要求を發議するには、議員二十人以上の連署で、その理由を附した要求書を参議院議長に提出しなければならない。

○公職選挙法施行令

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和七・二二政三三七)本則三三令(八・九二)四施行

(参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等)

第一條(二)参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項及び第五項、第九十八條第一項、第九十九條第一項、第一百零二條第一項、第一百零八條第一項、第一百零八條第二項、第一百零八條第三項、第一百零八條第四項、第一百零八條第五項、第一百零八條第六項、第一百零八條第七項、第一百零八條第八項、第一百零八條第九項、第一百零八條第十項、第一百零八條第十一項、第一百零八條第十二項、第一百零八條第十三項、第一百零八條第十四項、第一百零八條第十五項、第一百零八條第十六項、第一百零八條第十七項、第一百零八條第十八項、第一百零八條第十九項、第一百零八條第二十項、第一百零八條第二十一項、第一百零八條第二十二項、第一百零八條第二十三項、第一百零八條第二十四項、第一百零八條第二十五項、第一百零八條第二十六項、第一百零八條第二十七項、第一百零八條第二十八項、第一百零八條第二十九項、第一百零八條第三十項、第一百零八條第三十一項、第一百零八條第三十二項、第一百零八條第三十三項、第一百零八條第三十四項、第一百零八條第三十五項、第一百零八條第三十六項、第一百零八條第三十七項、第一百零八條第三十八項、第一百零八條第三十九項、第一百零八條第四十項、第一百零八條第四十一項、第一百零八條第四十二項、第一百零八條第四十三項、第一百零八條第四十四項、第一百零八條第四十五項、第一百零八條第四十六項、第一百零八條第四十七項、第一百零八條第四十八項、第一百零八條第四十九項、第一百零八條第五十項、第一百零八條第五十一項、第一百零八條第五十二項、第一百零八條第五十三項、第一百零八條第五十四項、第一百零八條第五十五項、第一百零八條第五十六項、第一百零八條第五十七項、第一百零八條第五十八項、第一百零八條第五十九項、第一百零八條第六十項、第一百零八條第六十一項、第一百零八條第六十二項、第一百零八條第六十三項、第一百零八條第六十四項、第一百零八條第六十五項、第一百零八條第六十六項、第一百零八條第六十七項、第一百零八條第六十八項、第一百零八條第六十九項、第一百零八條第七十項、第一百零八條第七十一項、第一百零八條第七十二項、第一百零八條第七十三項、第一百零八條第七十四項、第一百零八條第七十五項、第一百零八條第七十六項、第一百零八條第七十七項、第一百零八條第七十八項、第一百零八條第七十九項、第一百零八條第八十項、第一百零八條第八十一項、第一百零八條第八十二項、第一百零八條第八十三項、第一百零八條第八十四項、第一百零八條第八十五項、第一百零八條第八十六項、第一百零八條第八十七項、第一百零八條第八十八項、第一百零八條第八十九項、第一百零八條第九十項、第一百零八條第九十一項、第一百零八條第九十二項、第一百零八條第九十三項、第一百零八條第九十四項、第一百零八條第九十五項、第一百零八條第九十六項、第一百零八條第九十七項、第一百零八條第九十八項、第一百零八條第九十九項、第一百零八條第一百項、

有効な改正前規定(検察審査会法)

第八十三条第一項、第三項、第六項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項、第十五項、第十六項、第十七項、第十八項、第十九項、第二十項、第二十一項、第二十二項、第二十三項、第二十四項、第二十五項、第二十六項、第二十七項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十一項、第三十二項、第三十三項、第三十四項、第三十五項、第三十六項、第三十七項、第三十八項、第三十九項、第四十項、第四十一項、第四十二項、第四十三項、第四十四項、第四十五項、第四十六項、第四十七項、第四十八項、第四十九項、第五十項、第五十一項、第五十二項、第五十三項、第五十四項、第五十五項、第五十六項、第五十七項、第五十八項、第五十九項、第六十項、第六十一項、第六十二項、第六十三項、第六十四項、第六十五項、第六十六項、第六十七項、第六十八項、第六十九項、第七十項、第七十一項、第七十二項、第七十三項、第七十四項、第七十五項、第七十六項、第七十七項、第七十八項、第七十九項、第八十項、第八十一項、第八十二項、第八十三項、第八十四項、第八十五項、第八十六項、第八十七項、第八十八項、第八十九項、第九十項、第九十一項、第九十二項、第九十三項、第九十四項、第九十五項、第九十六項、第九十七項、第九十八項、第九十九項、第一百項	裁判官	裁判官、裁判員
第九十項から第九十六項第一項第四号の項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十七項	裁判官	裁判官、裁判員
第九十八項	裁判官	裁判官、裁判員
第九十九項	裁判官	裁判官、裁判員
第一百項	裁判官	裁判官、裁判員
第一項、第三百九十六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二項、第三百九十七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三項、第三百九十八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四項、第三百九十九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五項、第四百項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六項、第四百一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七項、第四百二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八項、第四百三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九項、第四百四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十項、第四百五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十一項、第四百六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十二項、第四百七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十三項、第四百八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十四項、第四百九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十五項、第五百項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十六項、第五百一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十七項、第五百二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十八項、第五百三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第十九項、第五百四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十項、第五百五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十一項、第五百六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十二項、第五百七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十三項、第五百八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十四項、第五百九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十五項、第六百項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十六項、第六百一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十七項、第六百二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十八項、第六百三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第二十九項、第六百四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十項、第六百五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十一項、第六百六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十二項、第六百七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十三項、第六百八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十四項、第六百九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十五項、第七百項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十六項、第七百一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十七項、第七百二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十八項、第七百三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第三十九項、第七百四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十項、第七百五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十一項、第七百六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十二項、第七百七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十三項、第七百八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十四項、第七百九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十五項、第八百項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十六項、第八百一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十七項、第八百二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十八項、第八百三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第四十九項、第八百四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十項、第八百五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十一項、第八百六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十二項、第八百七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十三項、第八百八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十四項、第八百九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十五項、第九百項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十六項、第九百一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十七項、第九百二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十八項、第九百三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第五十九項、第九百四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十項、第九百五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十一項、第九百六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十二項、第九百七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十三項、第九百八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十四項、第九百九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十五項、第一千項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十六項、第一千一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十七項、第一千二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十八項、第一千三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第六十九項、第一千四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十項、第一千五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十一項、第一千六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十二項、第一千七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十三項、第一千八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十四項、第一千九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十五項、第一千十項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十六項、第一千十一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十七項、第一千十二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十八項、第一千十三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第七十九項、第一千十四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十項、第一千十五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十一項、第一千十六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十二項、第一千十七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十三項、第一千十八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十四項、第一千十九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十五項、第一千二十項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十六項、第一千二十一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十七項、第一千二十二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十八項、第一千二十三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第八十九項、第一千二十四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十項、第一千二十五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十一項、第一千二十六項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十二項、第一千二十七項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十三項、第一千二十八項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十四項、第一千二十九項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十五項、第一千三十項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十六項、第一千三十一項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十七項、第一千三十二項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十八項、第一千三十三項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第九十九項、第一千三十四項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員
第一千項、第一千三十五項から第三項まで	裁判官	裁判官、裁判員

① 負担その他の事情を考慮し、記録媒体に記録することが相当でないとき認めるときは、この限りでない。

② 前略

③ 前略

④ 前略

区分別事件審判に関する公判調書

第八十一条 区分別事件審判に公開調書は、刑事訴訟法第四十條第三項の規定にかかわらず、各公判期日後速やかに、遅くとも当該区分事件についての部分判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、部分判決を宣告する公判期日の調書及び公判期日から部分判決を宣告するまでの期間が十日に満たない場合における当該公判期日の調書は、それぞれその公判期日後十日以内に、整理すれば足りる。

② 前略

③ 前略

④ 前略

刑事訴訟法第二百九十二條二の意旨の陳述

第八十二条 区分事件に含れる被告人についての刑事訴訟法第二百九十二條二の二項の規定による意見の陳述は、併合審判における審判において行われるものとする。ただし、併合審判における審判において行われることが困難であるとき、当該被告人事件を含む区分事件において行うことが相当と認めるときは、当該区分事件の審判において行うことができる。

令和八年六月二日降有効な旧規定

改正法令 第七・五・三三九 本則四条令和九・三・二二に施行

第六六条 宣誓

① 宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならぬ。

② 宣誓書は、良心に従ひ公平誠実にその職務を行うべきことを誓う旨を記載しなければならない。改正により附則

③ 地方裁判所長及び地方検察支部長は、宣誓書を、起立して宣誓する者を別紙とし、検察審査員及び補充員をしてこれに署名押印させなければならない。改正により附則

第三二条 招集

① 改正により追加

第三二条 招集の記載事項 検察審査員及び補充員に対する招集状には、出席すべき日時、場所及び招集に当たっては、過料に処せられることがある旨を記載しなければならない。

第四四條 欠席事由

検察審査員及び補充員は、疾病その他やむを得ない事由により招集を受けることができ、場合によっては、当該会議日における職務を辞することができ、場合によっては、書面による事由を陳明しなければならない。

第三二条 申立の方法

審査の申立は、書面により、且、申立の理由を明示しなければならない。

第三五條 検察官の協力義務

① 改正後の

② 改正により追加

第三五條 二審内容審査等提出の提出

① 前条に定めるもののほか、検察審査員が審査を行う場合においては、検察官は、当該審査に係る事件について、検察官との間で、刑事訴訟法第三十三條第三号、第三十條第三号第一項の合意があるときは、同法第三百十條第二項の審査を、検察審査員に提出しなければならない。

② 前項の規定により当該審査を審査委員会に提出した後、検察審査員が検察官の公訴を提出し、又は公訴の撤回について決定する前に、当該合意が刑事訴訟法第五十條第十條の規定に基づき当該合意が離断する旨の告知をしたとき

○ 検察審査会法

第七七条 証人尋問

① 改正により追加

② 検察審査員は、証人がその呼出に応じないときは、当該検察審査会の所在地を管轄する簡易裁判所に對し、証人の召喚を請求することができる。改正後

③ 略

④ 略

第八八条 助言の徴取

① 改正後の

② 改正により追加

第八八条 二審書立人の意見書等の提出

審査申立人は、検察審査会に見聞書又は資料を提出することができる。

第四四條 議決書の作成及び公表

検察審査会は、審査の結果議決をしたときは、理由を附し、議決書を作成し、その原本を当該検察官を指し監督する検察審査会に送付し、その議決後七日間当該検察官事務所局長の掲示場に議決の要旨を掲示し、且つ、第三十條の規定による申立をした者があるときは、その申立にかかる事件についての議決の要旨をこれに通知しなければならない。

第四一 条 検察官の処分義務

① 検察審査会が第三十九條の五の送付があったときは、検察官は、速やかに、当該議決を考慮して、公訴を提起し、又はこれを撤回し、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分しなければならない。

② 検察審査会が第三十九條の五の第一項第一号の議決をした場合においては、前条の議決書の原本の送付を受けたときは、検察官は、速やかに、当該公訴を提起し、又はこれを撤回し、当該公訴を検討した上、当該議決に係る事件について公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしなければならない。

③ 略

第四二 条 二審の不起訴分の審査

① 略

② 第三十九條の五の第一項第一号の議決をした検察審査会は、第四十條の規定により当該検察審査会に對し三月を超えない範囲で延長を要するに限り、及びその理由を通知し、その期間を加えた期間以内に関及する通知は、その期間が経過した時に、当該議決があつた公訴を提起しない処分が同一の処分があつたものとして、当該処分が同一の審査を行なわなければならない。ただし、審査の結果議決をする前に、検察官が同項の規定に基づき公訴を提起しない処分をした旨の通知を受けたときは、当該処分が同一の

審査を行わなければならない。

④ 第一条の六(起訴議決)①(略)

② 檢察審査会は、起訴議決をするときは、あらかじめ、檢察官に対し、檢察審査会議に出席して意見を述べる機会を与えなければならない。

③(略)

④ 第一条の七(議決書の作成及び送付)① 檢察審査会は、起訴議決をしたときは、議決書において、認定した犯罪事実を記し、なげなければならない。この場合において、檢察審査会は、その限り日時、場所及び方法をもって犯罪を構成する事実を特定しなければならない。

②(略)

③ ④ 檢察審査会は、第一項の議決書を作成したときは、第四十条に規定する措置をとるか、その議決書の謄本を当該檢察審査会の所在地裁判所へ地方裁判所に送付しなければならない。ただし、適当と認めるときは、起訴議決に係る事件の犯罪地又は被疑者の住所、居所若しくは現在地を管轄するその他の地方裁判所に送付することができる。

④ 第一条の九(指定弁護士)① 第四十一条の七第三項の規定による議決書の謄本の送付があつたときは、裁判所は、起訴議決に係る事件について公訴の提起及びその維持に当たる者を弁護士のうちから指定しなければならない。

② 前項の場合において、議決書の謄本の送付を受けた地方裁判所が第四十一条の七第三項ただし書に規定する地方裁判所に該当するものではなかつたときも、前項の規定により裁判所がした指定は、その効力を失わない。

③(略)

④ ⑥(略)

⑤ 第三条(審査員及び証人の過怠)①(一)略

② 第三十七条第三項の規定により召喚を受けた証人が正当な理由がなく召喚に応じないときも、前項と同様とする。

○内閣法

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・重電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和七・五・三法四三) 本則一六条(令和八・一一・二二まで)に施行

② 第九条の二(内閣サバ一官)①(略)

③(略)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

㊱(略)

㊲(略)

㊳(略)

㊴(略)

㊵(略)

㊶(略)

㊷(略)

㊸(略)

○国家公務員法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・日本学術会議法(令和七・六・二八法七〇) 附則一九条(令和八・一〇・一施行)

②(一般職及び特別職)

③(任職略)

④(任職略)

⑤(任職略)

⑥(任職略)

⑦(任職略)

⑧(任職略)

⑨(任職略)

⑩(任職略)

⑪(任職略)

⑫(任職略)

⑬(任職略)

⑭(任職略)

⑮(任職略)

⑯(任職略)

⑰(任職略)

⑱(任職略)

⑲(任職略)

⑳(任職略)

㉑(任職略)

㉒(任職略)

㉓(任職略)

㉔(任職略)

㉕(任職略)

㉖(任職略)

㉗(任職略)

㉘(任職略)

㉙(任職略)

㉚(任職略)

㉛(任職略)

㉜(任職略)

㉝(任職略)

㉞(任職略)

㉟(任職略)

㊱(任職略)

㊲(任職略)

㊳(任職略)

㊴(任職略)

㊵(任職略)

㊶(任職略)

㊷(任職略)

㊸(任職略)

○地方自治法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六・六・二二法五九) 附則八条(令和八・六・一四施行)

②(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

③(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

④(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑤(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑥(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑦(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑧(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑨(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑩(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑪(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑫(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑬(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑭(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑮(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑯(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑰(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑱(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑲(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

⑳(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉑(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉒(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉓(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉔(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉕(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉖(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉗(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉘(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉙(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉚(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉛(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉜(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉝(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉞(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㉟(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊱(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊲(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊳(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊴(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊵(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊶(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊷(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

㊸(指定納付受託者からの購入等の徴収等)

②(私人の公金取扱いの制限)

③(私人の公金取扱いの制限)

④(私人の公金取扱いの制限)

⑤(私人の公金取扱いの制限)

⑥(私人の公金取扱いの制限)

⑦(私人の公金取扱いの制限)

⑧(私人の公金取扱いの制限)

⑨(私人の公金取扱いの制限)

⑩(私人の公金取扱いの制限)

⑪(私人の公金取扱いの制限)

⑫(私人の公金取扱いの制限)

⑬(私人の公金取扱いの制限)

⑭(私人の公金取扱いの制限)

⑮(私人の公金取扱いの制限)

⑯(私人の公金取扱いの制限)

⑰(私人の公金取扱いの制限)

⑱(私人の公金取扱いの制限)

⑲(私人の公金取扱いの制限)

⑳(私人の公金取扱いの制限)

㉑(私人の公金取扱いの制限)

㉒(私人の公金取扱いの制限)

㉓(私人の公金取扱いの制限)

㉔(私人の公金取扱いの制限)

㉕(私人の公金取扱いの制限)

㉖(私人の公金取扱いの制限)

㉗(私人の公金取扱いの制限)

㉘(私人の公金取扱いの制限)

㉙(私人の公金取扱いの制限)

㉚(私人の公金取扱いの制限)

㉛(私人の公金取扱いの制限)

㉜(私人の公金取扱いの制限)

㉝(私人の公金取扱いの制限)

㉞(私人の公金取扱いの制限)

㉟(私人の公金取扱いの制限)

㊱(私人の公金取扱いの制限)

㊲(私人の公金取扱いの制限)

㊳(私人の公金取扱いの制限)

㊴(私人の公金取扱いの制限)

㊵(私人の公金取扱いの制限)

㊶(私人の公金取扱いの制限)

㊷(私人の公金取扱いの制限)

㊸(私人の公金取扱いの制限)

㊹(私人の公金取扱いの制限)

㊺(私人の公金取扱いの制限)

㊻(私人の公金取扱いの制限)

㊼(私人の公金取扱いの制限)

○地方独立行政法人法

有効な改正前規定（地方独立行政法人法 行政手続における個人番号利用法 行政手続における個人番号利用法施行令）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・地方自治法の二部を改正する法律（令和六・六・二六法六
五）附則二条（令和八・九・二四施行）

（役員等の損害賠償責任）

第九条の二（略）
④（略）
⑤ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二の七第一項及び第二項の規定は、前項の条例の制定又は改定について準用する。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六・六・二五法九）本則三条（令和八・六・四施行）

（定義）

第二条（略）

④ この法律において「特定個人情報」とは、個人番号、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含み、第七条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。その内容を含む個人情報をいう。

⑩（略）

⑪（個人番号カードの発行等）

第一六条の二（略）
⑧ 機構は、個人番号カードに関して、個人番号カードの作成及び交付（第十八条の五第一項において「個人番号カードの運用に関する状況の管理その他経営者等が定める事務を行うものとする。」）に関する状況並びに個人番号カードの運用に関する状況の管理その他経営者等が定める事務を行うものとする。

（個人番号カードの交付等）

第十一条① 市町村長は、政令で定めるところにより、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者又は当該市町村が備える戸籍の附票に記載されている者（「外転出者である者に限る。」）に対し、前条第五項から第七項までの規定による送付又はその作成についての通知を受けたその者に係る個人番号カードを直接又は機構若しくは同条第四項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して交付するものとする。この場合において、当該交付を行う市町村長（次項から第五項まで及び第十八条の五第三項において「交付市町村長」という。）は、その者が本人であることを確認するための次に掲げる措置をとらなければならない。

①（略）

②（略）

③（カード代替電磁的記録の発行等）

第一八条の二（略）

⑨ 住居略
一 第十七条第十項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが失効し、又は公的個人認証法第十五条第一項の規定により当該カード代替電磁的記録利用者の個人番号カードが署名用電子証明書が失効したとき、
二 一五（略）
⑩（略）

新第一八条の五（改正により追加）

（個人番号カードの発行等に関する手数料）

第一八条の五① 機構は、第六条の二第一項、第五項及び第七項並びに第十七条第三項の規定による個人番号カードの発行に係る事務並びに第十八条の二第三項及び第十一項の規定によるカード代替電磁的記録の発行に係る事務（第三項において「カード代替電磁的記録発行事務」という。）に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

②（略）

③ 機構は、第一項の手数料、カード代替電磁的記録発行事務に関するものを除く。の徴収の事務を交付市町村長（第十七条第二項又は第四項の規定により交付市町村長以外の市町村が同条第二項第二号に掲げる措置をとる場合にあつては、当該市町村長）に委託することができる。

一・二（改正により追加）
（改正後の第一八条の六）

（個人番号カード関係事務に係る中期目標）

第三八条の八① 主務大臣は、個人番号カード関係事務（第十六条の二、第十七条第三項並びに第十八条の二第二項、第三項、第八項及び第十項から第十三項までの規定により機構が処理する事務並びに公的個人認証法第三十九条第一項に規定する認証事務をいう。以下この条から第三十八条の十二までにおいて同じ。）の実施に関し、三年以上五年以下の期間において機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを機構に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

②（略）

（事務の区分）

第四四条 第七条第一項及び第二項、第八条第一項（附則第三条第四項において準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項及び第六項、第十七条第一項から第五項まで及び第七項、同条第八項において準用する場合を含む。）、第二十一条の二第二項（情報提供者が第九条第三項の法務大臣である場合における通知に係る部分に限る。）、第二十六条において準用する場合を含む。並びに附則第三条第一項から第三項までの規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二十一条第九項第二号に規定する第一号法定委託事務とする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係令の整備及び経過措置に関する政令（令和七・一・二七法四三三）本則三条（令和八・六・四施行）

新第一八条の二・第一八条の三（改正により追加）

第一八条の二（略、改正後の第一八条の四）

○行政事件訴訟法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・日本学術会議法（令和七・六・一八法七〇）附則三条（令和八・一〇・一施行）

別表 第十二条関係

日本学術会議の項（改正により追加）

○公文書等の管理に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・日本学術会議法（令和七・六・一八法七〇）附則三九条（令和八・一〇・一施行）

別表第一（第二系関係）

日本学術会議の項（改正により追加）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・日本学術会議法（令和七・六・一八法七〇）附則三七条（令和八・一〇・一施行）

別表第一（第二系関係）

日本学術会議法の項（改正により追加）

○特定秘密の保護に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三法三九）附則三四条（令和九・三・三一）までに施行

（その他公益上の必要による特定秘密の提供）

第二〇条①（秘密略）

イ（略）

ロ 刑事事件の捜査又は公訴の維持であつて、刑事訴訟法

（昭和二十三年法律第百三十一号）第三百十六条の二十七

第一項（同条第二項及び同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む）の規定により裁判所に提示する場合のほか、当該捜査又は公訴の維持に必要な業務に従事する者以外の者に当該特定秘密を提供することがない

と認められるもの。

第二四（略）

②③（略）

○住民基本台帳法

有効な改正前規定（住民基本台帳法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和八・六・二二法五九）
附則八条（令和八・六・一四施行）

（外国人住民に係る住民票の記載事項の特例）
第○条の四（略）

中長期在留者 入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。	一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード 三 総務省令で定める書類に記載されている在留資格、在留期間及び在留カードの番号
---	--

○入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・地方自治法の一部を改正する法律（令和六・六・二六法六）
五 附則一条（令和八・九・二四施行）

改正法令一覽
・地方自治法の一部を改正する法律（令和六・六・二六法六）
五 附則一条（令和八・九・二四施行）

職員に対する損害賠償の請求等	第四十条④（略）
入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第四百三十一條の二の八第一項、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十四条において準用する場合を含む。第二項の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項、第二項の調査に係る部分に限る。第四項、第五項の規定は適用せず。地方自治法第二百四十一條の二の八第三項中「決定する」とあるのは、「決定することを速やかに求め」と読み替えて、同条、地方公営企業法第三十四条において準用する場合を含む。の規定を適用する。	

○国税通則法

有効な改正前規定（国税通則法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・所得税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三三法三）
本則八条（令和八・六・三〇までに施行）
・所得税法等の一部を改正する法律（令和七・三・三二法一）
三 本則七条（令和八・一・一施行）

（公示送達）
第四十条④（略）
二 公示送達は、送達すべき書類の名称、その送達を受けようとする氏名及び税務署長その他の行政機関の長がその書類をいつでも送達を受ける旨を交付する旨を当該行政機関の掲示場に掲示して行なう。

賦課決定の所轄庁等	第三十三条①③（略）
前項の規定により税関長が賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費税法第八項第三項「輸出品品販売場における輸出品物の譲渡に係る免税」の規定により直ちに徴収する消費税法に定めるときその他法令で定めるときは、前項の規定により読み替えて適用する前条第三項又は第四項の規定による賦課決定通知書又は納税告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該賦課決定の通知をさせることができる。	

○所得税法

有効な改正前規定（所得税法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・所得税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三三法三）
本則一条（令和九・一・一施行）
・所得税法等の一部を改正する法律（令和八・六・三三法八）
本則一条（令和九・一・一施行）
・所得税法等の一部を改正する法律（令和七・三・三二法一）
三 本則一条（令和八・一・一施行）
三 本則一条（令和八・一・一施行）
日本学術会議法（令和七・六・二八法七〇）附則三三條（令和八・〇・一施行）

（確定所得申告）
第二〇条①⑤（略）
第七〇条の改正により追加
第六七条 改正前の⑧⑨

遷付等を受けるための申告	第二二条①⑤（略）
第百二十条第一項後段の規定は前二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「確定申告期限」とあるのは、確定申告期限、当該申告書が国税通則法第六十一條第一項第一号「延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例」に規定する遷付請求申告書である場合には、当該申告書の提出があつた日」と、国税通則法とあるのは、「同法」と読み替えるものとする。	

（確定損失申告）

第二二条①⑤（略）

第百二十条第三項から第七項までの規定は、第二項の規定による申告書の提出について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは、「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一條第一項第一号「延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例」に規定する遷付請求申告書である場合には、「当該申告書の提出があつた日」と、国税通則法とあるのは、「同法」と読み替えるものとする。

（年中途中で死亡した場合の確定申告）
第二五条①③（略）

第百二十条第一項後段の規定は第一項又は第二項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は前項の規定による申告書の提出について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「確定申告期限」とあるのは、「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一條第一項第一号「延滞税の額の計算の基礎となる期間の特例」に規定する遷付請求申告書である場合には、「当該申告書の提出があつた日」と、国税通則法とあるのは、「同法」と読み替えるものとする。

（略）

（略）

（略）

定は前二項の規定による申告書の提出について、それぞれ適用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは、「第二号」延滞税額の計算の基礎となる期間の特例に規定する遅延請求申告書である場合には、当該申告書の提出があった日」と、「国税通則法」とあるのは、「同法」と読み替えるものとする。

⑤ 略

（年の中途で出国をする場合の確定申告）
第七十条 ① 略
 ④ 第四十條第一項の規定は、第二項又は第三項の規定による申告書の記載事項について、同条第三項から第七項までの規定は第二項の規定による申告書の提出について、それぞれ適用する。この場合において、同条第五項中「確定申告期限」とあるのは、「確定申告期限（当該申告書が国税通則法第六十一条第一項第一号延滞税額の計算の基礎となる期間の特例）に規定する遅延請求申告書である場合には、当該申告書の提出があった日」と、「国税通則法」とあるのは、「同法」と読み替えるものとする。

（申告、納付及び過払い）

第六六条 前編第五章及び第六章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税について、第百十二條第二項（予定納税額の承認の申請手続）中「取引」とあるのは、「取引（恒久的施設を有する非居住者にある）については、第百六十條第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。」「同居」とあるのは、「前項」と、第百六十條第一項（確定申告）中「外国税額控除」とあるのは、「第百六十五條第一項から第三項まで、非居住者に係る外国税額控除」の規定による控除と、同項第三号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第二章（第九十三條（分配調整）外税額相当額控除）及び第九十五條（外国税額控除）を除く。」「税額の計算」並びに「第百六十五條の五（三）（非居住者に係る分配調整外税額相当額控除）及び第百六十五條の六」と、同条第六項中「山林所得を生ずべき業務」とあるのは、「山林所得を生ずべき業務（第百六十四條第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。以下この項において「特定業務」といふ。）」と、雑所得を生ずべき業務」とあるのは、「雑所得を生ずべき特定業務」と、「業務」とあるのは、「ならぬ」と、国内及び国外の双方にわたつて業務を行つて非居住者が同項の規定による申告書を出す場合は、収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるものを当該申告書に添付しなければならないものとす」と、第百二十二條第一項第一号（還付等を受けるための申告）中「外国税額控除」とあるのは、「第百六十五條の六第

一項から第三項まで、非居住者に係る外国税額控除の規定による控除」と、同条第二項中「第九十五條第二項は第三項（外国税額控除）とあるのは、「第百六十五條の六第二項又は第三項」と、第百二十二條第二項第六号（確定損失申告）中「第九十條（外国税額控除）」とあるのは、「第百六十五條の六（非居住者に係る外国税額控除）」と、第百四十四條第一項各号（業務）とあるのは、「業務（第百四十四條第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と、第百四十四條（青色申告書の承認の申請）中「取引」とあるのは、「取引（恒久的施設を有する非居住者にあつては、第百六十一條第一項第一号（国内源泉所得）に規定する内部取引に該当するものを含む。第百四十八條第一項及び第百五十條第一項第一号（青色申告書の承認の取消）において同じ。）」と、第百四十七條（青色申告書の承認があつたものとみなす場合）中「業務」とあるのは、「業務（第百六十四條第一項各号（非居住者に対する課税の方法）に定める国内源泉所得に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

（源泉徴収票）

第二六六条 ① 略
 ③ 居住者に対し国内において第三十五條第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等（以下この章において「公的年金等」といふ。）の支払をする者は、財務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した公的年金等について、その公的年金等の支払を受ける各人別に源泉徴収票二通を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、一通を税務署長に提出し、他の一通を公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を適用する。

④ ⑤ 略

（改正により追加）

第二八二条 第四十條第二十五條第一項（支払調書及び支払通知書）の第四十條第二十六條第一項から第三項まで（源泉徴収票）又は第二十七條から前条までの規定により提出するこれらの規定に規定する調書、源泉徴収票及び計算書（以下この条において「調書等」といふ。）のうち、当該調書等の提出期限の満する年の前々年の一月一日から十二月三十一日までの間に提出すべきであつた当該調書等の枚数として財務省令で定めるところにより算出た数が百以上であるものについては、当該調書等を出すときは、これらの規定にかかわらず、当該調書等に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（以下この条において「記載事項」といふ。）を次に掲げる方法のいず

れかによりこれらの規定に規定する税務署長に提供しなければならぬ。

①・② 略

別表第一 公共法等の表 第四表 第十一條 第七十八條 附則第三十條関係
 日本学術会議の項（改正により追加）

○法人税法

令和八年六月一日以降有効な旧規定
 改法令一覽
 ・日本学術議法案（省七・六二八法七〇）附則三四条令
 和八・〇一（施行）

別表第一 公共法人等の表（第二表、第三表、第三十七條、第六大表、附則第十九條の二関係）
 日本学術会議の項（改正により追加）

○関税法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

- ③ 消費税法第八十二条第三項の規定は第一項に規定する機関が同一者の規定に該当する物品を同一規定及び同法第二十七第二項の規定は当該購入に係る物品の同法第八十四条に規定する譲渡又は譲受けについて、それぞれ準用する。
- ④ 前項の規定は、同一消費税法第八十二条の規定は譲渡とみなして、同法第六十二条第一号及び第六十七條の規定を適用する。
- ⑤ 改正により追加

② 輸出酒販売場から移出する酒類に係る酒税の免税

第八十七条の六(輸出酒販売場を經營する酒類製造者が、免税購入対象者(外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号規定する非居住者であつて、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十号)第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受け在留する者、同法別表第一の二の表の表外交若しくは公用の別在留資格又は同法第二の二の表の無滞滞の在留資格をもつて在留する者)その他政令で定める者)を用いる。以下の条において同じ。政令で定める酒類を輸出する。たゞ政令で定める方法により輸出される酒類を輸出する場合、当該酒類を該輸出酒販売場から移出する場合には、当該条に係る酒税を免除する。

有効な改正前規定(関税法 地方税法)

○地方税法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・ 関定率法の一部を改正する法律(令和七・三・三二法一)
 - ・ 本則二条(令和九・一・施行)
- ③ 第二項(電磁的簿籍等)の規定により保存しなければならない書類を、以下の項において同じとし、若しくは例輸入関税関係書類に係る電磁的記述であつて保存義務者が第九十四条第三項前段の規定により当該関税関係書類若しくは当該特例輸入関税関係書類の保存に代えて保存を行つて、若しくは同項後段の規定により保存を行っているもの又は第九十五条の五電子取引情報に係る電磁的記録の保存(第七九の九第三項において準用する場合を含む)の保存義務者により行われ電子取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に關し、期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正事項があつた場合においては、前二項の規定に該当せず、前二項の規定により計算した金額に、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定によるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実でその期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定の起因となるこれらの電磁的記録に記載された事項に係るもの)の隠蔽、又は仮された事実に係るものに限る。以下の二項において、「電磁的記録」に記録された事項に係るもの以外の事実」という。あるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係るもの以外の事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額に百分の十割合を乗じて計算した金額を加算した税額とする。

④ ⑤

○寄附金税控除

令和八年六月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
 - ・ 地方税法等の一部を改正する法律(令和五・三・三二法一)
 - ・ 本則二条(令和六・二・〇まで施行)
 - ・ 地方税法等の一部を改正する法律(令和六・三・三二法四)
 - ・ 本則二条(令和九・一・施行)
 - ・ 地方自治法の一部を改正する法律(令和六・六・二六法六)
 - ・ 五附則七条(令和八・二・四施行)
 - ・ 地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和七・三・三二法一)本則一条(令和九・一・施行)
 - ・ 日本学術会議法(令和七・六・一八法七〇)附則三条(令和八・一・〇・施行)
- ② 公示送達(略)
- ③ 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。
- ④ 寄附金税控除
 - 三 所得税法第七十八条第一号及び第二号に掲げる寄附金(同法第七十八条の規定により特定寄附金とみなされるものを含む)並びに租税特別措置法第四十一条の第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(次号に掲げる寄附金を除く)のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県条例で定めるもの

④ ⑤

○業務の範囲

改正正の①

- 第七八条(略)改正正の①
- ② ③ ④ ⑤

④ ⑤

○法人の事業等の非課税所得等の範囲

第七二条(五) 租税等略

- 七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理、廃炉推進機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会、自動車安全運転センター、金融経済教育推進機構及び脱炭素成長経済構造移行推進機構(八十一) 略

④ ⑤

○公益法人等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例

第二二条(二) 道府県は、

- 第三項後段 同条第四項から第十項及び第十一項同条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。の規定の適用を受けた同条第三項に規定する公益法法等(同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与に係る公益法人等とみなされる法人を指す。次項において同じ)を同条第三項に規定する贈与を行った個人とみなして、政令で定めるところにより、これと同項に規定する財産(同条第六項から第十一項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。次項において同じ)に係る山林所得金額、譲渡所得金額又は雑所得金額に係る道府県民税の所得額を課する。

④ ⑤

○前二項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する公益法人等に対する法人税法の規定の適用については、

同法第三十八

- 条第一項第二号(係るもの)とあるのは、「係るもの及び当該道府県第三号又は市町村民税に係るこれらの規定によるもの」に改定する。同法第三十八條第一項第二号(係るもの)とあるのは、「係るもの及び当該道府県第三号又は市町村民税に係るこれらの規定によるもの」に改定する。同法第三十八條第一項第二号(係るもの)とあるのは、「係るもの及び当該道府県第三号又は市町村民税に係るこれらの規定によるもの」に改定する。同法第三十八條第一項第二号(係るもの)とあるのは、「係るもの及び当該道府県第三号又は市町村民税に係るこれらの規定によるもの」に改定する。

④ ⑤

○警察官職務執行法

令八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令
 ・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令相七・五・二三法四）本則一条（令相八・一〇・一施行）

第六条の二（改により追加）

改正法令
 ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令相七・五・三三法三九）附則二八条（令相八・三・三二まで）（施行）

書類及び証拠物の閲覧

第一條(一)公安調査官はこの法律による規制に関し、調査のために必要とあるときは、検察官又は司法警察官に対して当該規制に関係のある事件に関する書類及び証拠物の閲覧を求めることができる。

② 検察官又は司法警察官は、事務の遂行に支障のない限り、前項の求に応ずるものとする。

○破壊活動防止法

令八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令
 ・気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令相七・二・二二法八六）本則一条（令相八・八・二二まで）（施行）

(定義)

第二條(一)⑤（略）

⑥ この法律において「水防計画」とは、水防に必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四項までにおいて同じ）の活動、その防管理団体と他の防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律百六十七号）第七條（河川法）第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七條第三項において同じ。）及び同法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九條第一項に規定する指定区域内の一級河川（同法第四條第一項に規定する経河川をいう。以下同じ）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四條第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七條第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七條第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

○水防法

令八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令
 ・気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令相七・二・二二法八六）本則一条（令相八・八・二二まで）（施行）

(定義)

第二條(一)⑤（略）

⑥ この法律において「水防計画」とは、水防に必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四項までにおいて同じ）の活動、その防管理団体と他の防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律百六十七号）第七條（河川法）第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七條第三項において同じ。）及び同法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九條第一項に規定する指定区域内の一級河川（同法第四條第一項に規定する経河川をいう。以下同じ）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四條第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七條第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七條第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

(都道府県の水防計画)

第七條(一)③（略）

④ 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について適用する。

⑤（略）

⑦（略）

第一條（都道府県知事が行う洪水情報）

第一條（略）

第一條の三（改正により追加）

（水位の通報及び公表）

第二條(一) 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十條第三項若しくは第十條第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等を示す水位が都道府県知事定める通報水位を超えたときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

②（略）

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第三條の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海沿の高潮に相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもものについて、高潮特別警戒水位、警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を警戒すべき水位をいふことを定め、当該海沿の水位に達したときは、その旨を当該海沿の水位を示す直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知せなければならない。

（関係市町村長への通知）

第三條の四 第十條第三項若しくは第十三條第三項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十條第一項、第十三條第一項、第十三條第二項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十條第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第六十條第一項による緊要な確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長に通知に係る事項を通知しなければならない。

（高潮浸水想定区域）

第四條の三(一) 経書略

第一 第十條の三の規定により指定した海岸

二 (略)

② (略)

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第五條（浸水標）

第一 洪水予報等（第十條第一項若しくは第二項又は第十三條第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三條第一項若しくは第二項、第十三條第二項又は第十三條の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二、三（略）

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域

又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。内次に掲げる施設がある場合については、これらの施設の名称及び所在地
イ一八 略

⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略

第四案の二 改正により追加

第五案の二 改正により追加

第五案の三 改正により追加

第五案の四 改正により追加

第五案の五 改正により追加

第五案の六 改正により追加

第五案の七 改正により追加

第五案の八 改正により追加

第五案の九 改正により追加

第五案の十 改正により追加

第五案の十一 改正により追加

第五案の十二 改正により追加

第五案の十三 改正により追加

第五案の十四 改正により追加

第五案の十五 改正により追加

第五案の十六 改正により追加

第五案の十七 改正により追加

第五案の十八 改正により追加

第五案の十九 改正により追加

第五案の二十 改正により追加

第五案の二十一 改正により追加

○道路交通法

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六・二・法五九 附則七条 令和八・六・一四施行)

・特定自動運行の許可基準等

第七号の三(一) 略

第七号の三(二) 略

第七号の三(三) 略

第七号の三(四) 略

第七号の三(五) 略

第七号の三(六) 略

第七号の三(七) 略

第七号の三(八) 略

第七号の三(九) 略

第七号の三(十) 略

第七号の三(十一) 略

第七号の三(十二) 略

第七号の三(十三) 略

第七号の三(十四) 略

第七号の三(十五) 略

第七号の三(十六) 略

第七号の三(十七) 略

第七号の三(十八) 略

第七号の三(十九) 略

第七号の三(二十) 略

第七号の三(二十一) 略

第七号の三(二十二) 略

第七号の三(二十三) 略

○道路交通法施行令

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・道路交通法施行令の一部を改正する政令(令和六・七・二六 政令四八 本則 令和八・九・施行)

・最高速度

第一条の二(一) 略

第一条の二(二) 略

第一条の二(三) 略

第一条の二(四) 略

第一条の二(五) 略

第一条の二(六) 略

第一条の二(七) 略

第一条の二(八) 略

第一条の二(九) 略

第一条の二(十) 略

第一条の二(十一) 略

第一条の二(十二) 略

第一条の二(十三) 略

第一条の二(十四) 略

第一条の二(十五) 略

第一条の二(十六) 略

第一条の二(十七) 略

第一条の二(十八) 略

第一条の二(十九) 略

第一条の二(二十) 略

第一条の二(二十一) 略

第一条の二(二十二) 略

○出入国管理及び難民認定法

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六・二・法五九 本則一条 令和八・六・一四施行)

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七・五・二三法九 本則八条 令和九・三・二までに、令和八・六・一四施行)

・留付カードの記載事項等

第九条の四(一) 略

第九条の四(二) 略

第九条の四(三) 略

第九条の四(四) 略

第九条の四(五) 略

第九条の四(六) 略

第九条の四(七) 略

第九条の四(八) 略

第九条の四(九) 略

第九条の四(十) 略

第九条の四(十一) 略

第九条の四(十二) 略

第九条の四(十三) 略

第九条の四(十四) 略

第九条の四(十五) 略

第九条の四(十六) 略

第九条の四(十七) 略

第九条の四(十八) 略

第九条の四(十九) 略

第九条の四(二十) 略

第九条の四(二十一) 略

○出入国管理及び難民認定法施行令

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令(令和六・七・二六 政令四八 本則 令和八・九・施行)

・留付カードの記載事項等

第九条の四(一) 略

第九条の四(二) 略

第九条の四(三) 略

第九条の四(四) 略

第九条の四(五) 略

第九条の四(六) 略

第九条の四(七) 略

第九条の四(八) 略

第九条の四(九) 略

第九条の四(十) 略

第九条の四(十一) 略

第九条の四(十二) 略

第九条の四(十三) 略

第九条の四(十四) 略

第九条の四(十五) 略

第九条の四(十六) 略

第九条の四(十七) 略

第九条の四(十八) 略

第九条の四(十九) 略

第九条の四(二十) 略

第九条の四(二十一) 略

第九条の四(二十二) 略

第九条の四(二十三) 略

有効な改正前規定 (道路交通法 道路交通法施行令 出入国管理及び難民認定法)

① 改正により追加
② 改正により追加
③ 改正により追加
④ 改正により追加
⑤ 改正により追加
⑥ 改正により追加
⑦ 改正により追加
⑧ 改正により追加
⑨ 改正により追加
⑩ 改正により追加
⑪ 改正により追加
⑫ 改正により追加
⑬ 改正により追加
⑭ 改正により追加
⑮ 改正により追加
⑯ 改正により追加
⑰ 改正により追加
⑱ 改正により追加
⑲ 改正により追加
⑳ 改正により追加
㉑ 改正により追加
㉒ 改正により追加
㉓ 改正により追加
㉔ 改正により追加
㉕ 改正により追加
㉖ 改正により追加
㉗ 改正により追加
㉘ 改正により追加
㉙ 改正により追加
㉚ 改正により追加
㉛ 改正により追加
㉜ 改正により追加
㉝ 改正により追加
㉞ 改正により追加
㉟ 改正により追加
㊱ 改正により追加
㊲ 改正により追加
㊳ 改正により追加
㊴ 改正により追加
㊵ 改正により追加
㊶ 改正により追加
㊷ 改正により追加
㊸ 改正により追加
㊹ 改正により追加
㊺ 改正により追加
㊻ 改正により追加
㊼ 改正により追加
㊽ 改正により追加
㊾ 改正により追加
㊿ 改正により追加

有効な改正前規定（出入国管理及び難民認定法）

留者の写真表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、第六条第三項の規定その他法務省令で定める法令の規定により、当該中長期在留者から提供された写真を利用することができる。

④ 前三項に規定するもののほか、在留カードの検保、在留カードに表示すべきものの他在留カードについて必要な事項は、法務省令で定める。

⑤ 出入国在留管理庁長官は、前項の項で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項及び法務省令で表示されるものについて、その部又は一部を、在留カードに電磁的方法により記録することができる。

第九条の五（在留力下の有効期間）

（在留力下の有効期間）
第九条の五（在留力下の有効期間）
一 永住者、次号に掲げる者を除く、又は高度専門職の在留資格（別表第一の表の高度専門職の項の下欄第二号にあるものに限る。）をもつて在留する者、在留カードの交付の日から起算して七年を経過する日

二 永住者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者（第十九条の十一第一項において準用する第十九条に第二項の規定により在留カードの交付を受ける者を除く。第四号において同じ。）十歳の誕生日、当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該誕生日のうら年外の年における誕生日は二月二十八日であるものとみなす。以下同じ。の前日

三 前三号に掲げる者以外の者、次号に掲げる者を除く。在留期間の満了の日
四 第二号又は第三号に掲げる者以外の者であつて、在留カードの交付の日に十六歳に満たない者、在留期間の満了の日又は十六歳の誕生日の前日（改正により附加された）

② 前項第三号又は第四号の規定により、在留カードの有効期間が在留期間の満了の日を経過するまで有効となる場合において、当該在留カードの交付を受けた中長期在留者、以下第十條第六項（第十一條第四項において準用する場合を含む。以下この項、第十四條第四号及び第十六條第四項において同じ。）の規定により、在留期間の満了後引き続き本邦に在在することとなる場合にあつては、当該在留カードの有効期間は、終焉の第六項の規定により在留することができる期間の終了の時まで期間とする。

第九條の一（在留力下の有効期間の更新）
第九條の一（在留力下の有効期間の更新）
当該在留カードの有効期間が当該中長期在留者の在留期間の満了の日までとされている場合を除き、当該在留カードの有効期間の満了の日（有効期間の満了の日が十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前）から有効期間が満了する

日までの間、次項において「更新期間」という。）に、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの有効期間の更新を申請しなければならない。

② 略

③ 略

（汚濁等による在留カードの再交付）
第十九條の三（在留カードの交付を受けた中長期在留者は、当該在留カードが著しく毀損し、若しくは破損し、又は第十九條の第五項の規定による記録が毀損したとき（以下この項において「毀損等」という。）は、法務省令で定める手続により、出入国在留管理庁長官に対し、在留カードの再交付を申請することができる。在留カードの交付を受けた中長期在留者が、毀損等の場合以外の場合であつて在留カードの交換を希望するときは（正当な理由がないと認められるときは除く。）同様とする。

② 出入国在留管理庁長官は、著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第十九條第五項の規定による記録が毀損し、在留カードを所持する中長期在留者に対し、在留カードの再交付を申請することを命ずることとする。

③ 略

④ 略

第九條の一の五（一）第九條の五の五（改正により追加）
（事実の調査）
第十九條の三七（一）略

② 入国審査官は、入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係者に対し、出席を求め、質問をし、又は文書の提示を求めらるることができる。

③ 略

（在留資格の取消）
第二三條の四（在留資格）
三（前二号に掲げるものほか、不実の記載のある文書（不実の記載のある文書又は図画の提示又は提示による文書）を受けた在留資格の取消）
四（提示又は提示により旅券等を受け付けたこと）
四（提示又は提示により、上陸許可の証明等を受けたこと）

② 略

③ 略

（旅券等の提示及び提示）
第三三條の二（旅券等の提示及び提示）
③ 前項の外国人は、入国審査官、入国審査官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める国又は地方公共団体の職員がその職務の執行に当たり、これらの規定に規定する旅券等又は在留カード（以下この条において「旅券等」という。）の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

④ 略

（返去強制）
第四三條（在留資格）
三（一）二の四（略）
三（二）の外国人は、不正に前章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証明（第十九條第四項の規定による許可を含む。）若しくは前章第二項若しくは前章第三項の許可又は前章第五條第二項若しくは前章第六十條の五の五項の規定による許可を付された目的で、若しくは当該許可を偽造し、若しくは偽造して、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは偽造若しくは変造した文書若しくは図画若しくは虚偽の文書若しくは図画を行使し、所持し、若しくは提示し、又はこれらの行為を唆し、若しくは助けた者

三（三）の四（略）
三（五）次のイからニまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、若しくは助けた者

イ 行使の目的で、在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法第七第一項に規定する特別永住証明書（以下単に「特別永住証明書」という。）を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の在留カード若しくは特別永住者証明書を提供し、取受し、若しくは所持すること

ロ 略

ハ 略

ニ 在留カード若しくは特別永住者証明書の偽造又は変造の用に供する目的で、器機又は原料を準備すること
ホ（改正により追加）
四（一）略

四（二）略

（臨検、捜索又は押え等）
第三二條（臨検、捜索又は押え等）
第三二條（一）入国審査官は、違反調査するため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の命を受け、電磁的記録の記録、電磁的記録の複製、押え又は記録命令若しくは電磁的記録の記録、電磁的記録の複製、押えを記録であつて、電子計算機による処理の用に供せられるものをいう。以下この節及び第五十七條第九項において同じ。を保管するその他の電磁的記録を利用する権限を有する者（以下「電磁的記録の記録、電磁的記録の複製、押え」といふ。）として、当該電磁的記録の記録、電磁的記録の複製、押えをいふ。以下この節において同じとし、これを意味するものとする。

②（一）略

②（二）略

（事実の調査）
第四四條の二（一）略

③ 入国審査官又は入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係者に対し出席を求め、質問をし、又は文書の提示を求めらるることができる。

④ 略

（事実の調査）
第五五條の七（一）略

③ 入国審査官又は入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、関係者に対し出席を求め、質問をし、又は文書の提示を求めらるることができる。

④ 略

（事実の調査）
第五九條の二（一）略

③ 入国審査官又は入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係者に対し出席を求め、質問をし、又は文書の提示を求めらるることができる。

④ 略

（事実の調査）
第六一條の二（一）略

③ 本人の出席義務と代理人による届出等
第六二條の八（一）（種別）
第六二條の九（一）（種別）
第六二條の十（一）（種別）
第六二條の十一（一）（種別）
第六二條の十二（一）（種別）
第六二條の十三（一）（種別）
第六二條の十四（一）（種別）
第六二條の十五（一）（種別）
第六二條の十六（一）（種別）
第六二條の十七（一）（種別）
第六二條の十八（一）（種別）
第六二條の十九（一）（種別）
第六二條の二十（一）（種別）
第六二條の二十一（一）（種別）
第六二條の二十二（一）（種別）
第六二條の二十三（一）（種別）
第六二條の二十四（一）（種別）
第六二條の二十五（一）（種別）
第六二條の二十六（一）（種別）
第六二條の二十七（一）（種別）
第六二條の二十八（一）（種別）
第六二條の二十九（一）（種別）
第六二條の三十（一）（種別）
第六二條の三十一（一）（種別）
第六二條の三十二（一）（種別）
第六二條の三十三（一）（種別）
第六二條の三十四（一）（種別）
第六二條の三十五（一）（種別）
第六二條の三十六（一）（種別）
第六二條の三十七（一）（種別）
第六二條の三十八（一）（種別）
第六二條の三十九（一）（種別）
第六二條の四十（一）（種別）
第六二條の四十一（一）（種別）
第六二條の四十二（一）（種別）
第六二條の四十三（一）（種別）
第六二條の四十四（一）（種別）
第六二條の四十五（一）（種別）
第六二條の四十六（一）（種別）
第六二條の四十七（一）（種別）
第六二條の四十八（一）（種別）
第六二條の四十九（一）（種別）
第六二條の五十（一）（種別）
第六二條の五十一（一）（種別）
第六二條の五十二（一）（種別）
第六二條の五十三（一）（種別）
第六二條の五十四（一）（種別）
第六二條の五十五（一）（種別）
第六二條の五十六（一）（種別）
第六二條の五十七（一）（種別）
第六二條の五十八（一）（種別）
第六二條の五十九（一）（種別）
第六二條の六十（一）（種別）
第六二條の六十一（一）（種別）
第六二條の六十二（一）（種別）
第六二條の六十三（一）（種別）
第六二條の六十四（一）（種別）
第六二條の六十五（一）（種別）
第六二條の六十六（一）（種別）
第六二條の六十七（一）（種別）
第六二條の六十八（一）（種別）
第六二條の六十九（一）（種別）
第六二條の七十（一）（種別）
第六二條の七十一（一）（種別）
第六二條の七十二（一）（種別）
第六二條の七十三（一）（種別）
第六二條の七十四（一）（種別）
第六二條の七十五（一）（種別）
第六二條の七十六（一）（種別）
第六二條の七十七（一）（種別）
第六二條の七十八（一）（種別）
第六二條の七十九（一）（種別）
第六二條の八十（一）（種別）
第六二條の八十一（一）（種別）
第六二條の八十二（一）（種別）
第六二條の八十三（一）（種別）
第六二條の八十四（一）（種別）
第六二條の八十五（一）（種別）
第六二條の八十六（一）（種別）
第六二條の八十七（一）（種別）
第六二條の八十八（一）（種別）
第六二條の八十九（一）（種別）
第六二條の九十（一）（種別）
第六二條の九十一（一）（種別）
第六二條の九十二（一）（種別）
第六二條の九十三（一）（種別）
第六二條の九十四（一）（種別）
第六二條の九十五（一）（種別）
第六二條の九十六（一）（種別）
第六二條の九十七（一）（種別）
第六二條の九十八（一）（種別）
第六二條の九十九（一）（種別）
第六二條の百（一）（種別）

④ 略

④ 略

（刑事訴訟法の特例）
第六五條（一）（住居略）

④ 略

④ 略

④ 略

一 収容者が発付されたとき、当該被疑者を書類及び証拠物とともに入国警備官に引き渡す措置

二 第四四條の二第二項に規定する監理措置決定がされたとき、当該警備官を解放する措置並びに書類及び証拠物を入国警備官に引き渡す措置

(事務上の区分)

第八條の二 第十九條の七第一項及び第二項(第十九條の八第二項及び第九條の九第二項において準用する場合を含む)、第十九條の八第一項並びに第十九條の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一一八條第一号に規定する第一号法定受託事務とする

○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法

令和六年六月一日以降発効する旨規定

改正法令一覧

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和六・六・二五五九 本則 一条 令和八・六・四四施行) 情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和六・五・三三三九 本則 一条 令和八・六・一四四施行)

特別永住者証明書の取扱い等事項

第八條(一) 住書略
特別永住者証明書の番号、交付年月日及び有効期間の満了の日
四 改正により追加

② 特別永住者証明書には、法務省令で定めるところにより、特別永住者の写真を表示するものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、法務省令で定める法令の規定により当該特別永住者が提供された写真を利用することができる。

④ 前項に規定するもののほか、特別永住者証明書の様式、特別永住者証明に表示すべきその他の特別永住者証明書に記すべき事項は、法務省令で定める。

⑤ 出入国在留管理庁長官は、法務省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項及び前二項の規定により表示されるものの全部又は一部を、特別永住者証明書に電磁的方式、電子的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式をいう)により記録することができる。

一三 改正により追加

特別永住者証明書の有効期間

第九條(一) 住書略
特別永住者証明書の交付の日に十六歳に満たない者(第十八條第三項において準用する第十八條第一項の規定により特別永住者証明書の交付を受ける者を除く) 十六歳の誕生日に当該特別永住者の誕生日が二月二十九日であるときは、当該特別永住者のうう年以外における誕生日は、二月十八日であるものとみなす。以下同じ)の前日

二 前号に掲げる者以外の者 以下第一條第一項の規定による届

出又は第三項第一項若しくは第十四條第一項若しくは第三項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあっては、当該届出又は申請の日後の七回目の誕生日(第十四條第一項又は第二項の規定による申請に係る特別永住者証明書にあっては、当該申請をした者がその時に所持していた特別永住者証明書の有効期間の満了の日後の七回目の誕生日)

(居住地以外の記載事項の変更届出)

第一條(一) 市町村の長は、前項の規定により特別永住者証明書を送付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

特別永住者証明書の有効期間の更新

第二條(一) 特別永住者証明書の有効期間の満了の日(有効期間の満了の日が当該特別永住者の十六歳の誕生日の前日とされているときは、六月前)から有効期間が満了する日までの間(次項において「更新期間」という)に、法務省令で定めるところにより、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の有効期間の更新を申請しなければならない。

② 汚損等による特別永住者証明書の再交付
第四條(一) 特別永住者証明書の交付を受けた特別永住者は、当該特別永住者証明書が著しく毀損し、若しくは汚損し、又は第八條第五項の規定による記録が毀損したとき(以下この項において「毀損等」という)に、法務省令で定める手続により、居住地の市町村の長を経由して、出入国在留管理庁長官に対し、特別永住者証明書の再交付を申請することができる。特別永住者証明書交付を受けた特別永住者が、毀損等の場合以外の場合であつて特別永住者証明書の交換を希望するとき(正當な理由がないと認めるときを除く)も、同様とする。

③ 出入国在留管理庁長官は、著しく汚損し、若しくは汚損し、又は第八條第五項の規定による記録が毀損した特別永住者証明書を所持する特別永住者が、特別永住者証明書の再交付を申請することを命ずることができる。

④ 第一六條の二 第一六條の四 改正により追加

特別永住者証明書の受領及び提示等

第七條(一) 特別永住者は、入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官その他法務省令で定める官又は地方公共団体の職員が、その職務の執行に当たり、特別永住者証明書の提示を求めたときは、これを提示しなければならない。

⑤ 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を送付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

⑥ 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を送付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

⑦ 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を送付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

⑧ 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を送付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

⑨ 特別永住者は、前項の規定により特別永住者証明書を送付する場合には、当該特別永住者証明書にその交付年月日を記載するものとする。

⑩ 特別永住者が十六歳に満たない場合又は疾病その他の事由により自ら届出等を行うことができない場合には、当該届出等では、次の各号に掲げる者(十六歳に満たない者を除く)であつて、当該特別永住者と同居するものが、当該各号の順序により、当該特別永住者に代わつてしなければならない。

第一九條(一) 本人の出生義務と代理人により届出等

事務上の区分

第八條の二 第十九條の七第一項及び第二項(第十九條の八第二項及び第九條の九第二項において準用する場合を含む)、第十九條の八第一項並びに第十九條の九第一項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第一一八條第一号に規定する第一号法定受託事務とする

罰則

第一〇條(一) 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者は、一年以上十年以下の拘禁刑に処する。前項と同様とする。

② 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

③ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

④ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

⑤ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

⑥ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

⑦ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

⑧ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

⑨ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

⑩ 行使の目的で、偽造又は変造の特別永住者証明書を偽造し、又は変造した者も、前項と同様とする。

有効な改正前規定(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法)

○自衛隊法

有効な改正前規定（自衛隊法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七・五・二三法四三）
・関係法律の整備等に関する法律（令和八・一・〇一施行）

第八一条の三（改正により追加）

第八一条の三（改正により追加）

関係機関との連絡及び協力
第六六条 第七六条第一項、第七十七條の二、第七十七條の四、第七十八條第一項、第七十八條第二項、第八十一條の二、第八十二條の三、第八十三條の二、第八十三條の三、第八十三條の四又は第八十三條の五の規定により部隊が行動する場合においては、当該部隊及び当該部隊等に関係のある道府県知事、市町村長、警察署長防衛関係その他の国又は地方公共団体の機関は、相互に緊密に連絡し、及び協力するものとする。

（治安出動時の権限）

第九一条（略）
第九一条① 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百四十六号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定に準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

第九一条の三（改正により追加）

第九一条の三（改正により追加）

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）
第九一条①（略）
② 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十七條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十二條第二項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指

学校教育法

学校設置者等による児童対象性暴力等

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六・六・二六法六九）
・附則七条（令和八・一二・二五施行）

第九五条の四（改正により追加）

第九五条の四（改正により追加）

学校設置者等による児童対象性暴力等
定する者」と、海上保安庁法第二十條第二項中「前項において準用する警察官職務執行法第七條」とあるのは、「この項において準用する警察官職務執行法第七條及びこの法律第九十條第一項」と、第七十七條第一項とあるのは、「この項において準用する海上保安庁法第十七條第一項」と、海上保安庁又は海上保安補の職務とあるのは、「第七十六條第一項第一号に係る部分に限る。」の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官とあるのは、「防衛大臣」と読み替えるものとする。

（治安出動時の権限）

第九一条（略）
第九一条① 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百四十六号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定に準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

第九一条の三（改正により追加）

第九一条の三（改正により追加）

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）
第九一条①（略）
② 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十七條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十二條第二項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指

○学校教育法

有効な改正前規定（学校教育法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六・六・二六法六九）
・附則七条（令和八・一二・二五施行）

第二一条の二（改正により追加）

第二一条の二（改正により追加）

第三三條 運用規定 ① 第五條、第六條、第九條から第十二條まで、第十三條第一項、第十四條、第四十三條及び第四十四條の規定は専修学校の第四十一條第一項の規定は専修学校（専門課程を置くものを除く。）に、第五五條の規定は専修学校（専門課程を置くものに限る。）に準用する。この場合において、第十中「大学及び高等専門学校にあつては都道府県知事に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事に」と、第十三條第一項「都道府県第一項各号に掲げる学校」とあるのは、「市町村（市町村が単独又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む）の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、同項各号に定める者とは、都道府県の教育委員会又は都道府県知事と、同項第二号中「その者」とあるのは、「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四條中「大学及び高等専門学校以外の私立の専修学校」とあるのは、「市町村（市町村が単独又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む）の設置する専修学校」と、同項各号に掲げる学校」とあるのは、「市町村（市町村が単独又は他の市町村と共同して設立する公立大学法人を含む）の設置する専修学校」と読み替えるものとする。

（治安出動時の権限）

第九一条（略）
第九一条① 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百四十六号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定に準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

第九一条の三（改正により追加）

第九一条の三（改正により追加）

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）
第九一条①（略）
② 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十七條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十二條第二項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律

有効な改正前規定（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三法三九）
・附則七条（令和八・三・三二までに施行）

第四二條（略）

第四二條（略）

（内閣総理大臣による犯罪事実の確認）
第四二條（略）
②（特略）
・特定性犯罪についての事件（拘禁刑又は罰金を言い渡す裁判が確定したものに限る。次号において同じ。）の保管記録
・刑事確定訴訟記録（昭和六十二年法律第六十四号第一條第二項に規定する保管記録をいう。次号において同じ。）に記録された被告人の氏名、出生の年月日及び本籍又は国籍等のうちに、前項の規定により提供された本人特定情報に合致するものがない場合、その旨

（治安出動時の権限）

第九一条（略）
第九一条① 警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百四十六号）の規定は、第七十八條第一項又は第八十一條第二項の規定に準用する。この場合において、同法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指定する者」と読み替えるものとする。

第九一条の三（改正により追加）

第九一条の三（改正により追加）

（防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限）
第九一条①（略）
② 警察官職務執行法及び第九十條第一項の規定は、第七十七條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁法第十六條、第十七條第一項及び第十八條の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、同法第二十二條第二項の規定は、第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この場合において、警察官職務執行法第四條第二項中「公安委員会」とあるのは、「防衛大臣の指

○不動産登記規則

令和六年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令（令和七・一〇・〇法務四九 本則 令和八・一〇・一施行）

（申請の受付）

第六六条① 登記官は、申請情報が提供されたときは、受付票に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在地事項を記録しなければならない。

- ② ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

（相続人申出等の受付）

第五八条の四①（略）
② 前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在地事項を記録する方法によりしなければならない。

- ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和六年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

- ・出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六・六二・法五九 附則九条 令和八・六・一四施行）
- ・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九 本則三条 令和九・三・二まで）
- ・国や事業主を生因を定める事業者の金融機関等に対する債権の調整の手続等に関する法律（令和七・六・三法六七 附則一条 令和八・二・二まで）

（犯罪収益等の没収等）

第二三条①（略）
② 十一（略）
③ 改正により追加
④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

第八八条の三・第八八条の四（改正により追加）

没収された債権等の処分等
① 債権の没収が確定したときは、検査官は、当該債権の債務者に対し没収の裁判の裁判書の抄本を送付してその旨を通知するものとする。

没収の裁判に基づく登記等

第二〇条 権利の移転について登記又は登録（以下「登記等」という。）を要する財産を没収する裁判に基づき権利の移転の登記等を関係機関に嘱托する場合において、没取により効力を失った処分に係る登記等若しくは没取により消滅した権利の取得に係る登記等があり、又は当該没取に關して次条第一節の規定による没収命令若しくは附帯保全命令に係る登記等があるときは、併せてその抹消を嘱托するものとする。

没収保全命令

第二三条①②（略）
③ 没収保全命令は附帯保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、没収の根拠となるべき財産の条項、処分を禁止すべき財産又は権利の表示、これらの財産又は権利を有する

者（名義人が異なる場合は、名義人を含む）の氏名、籍付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判又は受命裁判官がこれに記者押印しなければならない。
④⑤（改正により追加）
⑥⑦（改正後）
⑧⑨

（起訴前の没収保全命令）

第二三条①（略）
② 司法書士は、その請求により没収保全命令又は附帯保全命令が発せられたときは、速やかに、関係書類を検査官に交付しなければならない。

（改正により追加）

第五〇条 第一項又は前項の規定による請求は、請求する者の所属する官公署の所在地を轄する地方裁判所の裁判官しなければならない。
⑥ 改正後の⑦
⑦ 検査官は、第一項の規定による没収保全が、公訴の提起があつたためその効力を失うことがなると至つたときは、その旨を没収保全命令を受けた者（被告人を除く）に通知しなければならない。又はその理由を通知することができるがでないときは、通知に代えて、その旨を検察庁の掲示場に七日間掲示して公告しなければならない。改正後の⑧
⑧ 改正により追加

（没収保全に関する裁判の執行）

第二四条①（略）
② 没収保全命令の執行は、当該命令により処分を禁止すべき財産を有する者にその贖本が送達される前でも、すこととができる。

（不動産の没収保全）

第七条①（略）
② 前項の没収保全命令の贖本及び第十三条第四項の規定による更新の裁判の裁判書の贖本（以下「更新の裁判の贖本」という。）は、不動産の所有者（民事執行法第四十三条第二項の規定により、不動産のみとされる権利者）とする。当該不動産は権利に係る名義人が異なる場合は名義人を含む。）に送達しなければならない。

（前項の登記は、検査事務官が嘱托する。この場合において、嘱托は、検査官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて、これを行う。）

③ 前項の登記は、検査事務官が嘱托する。この場合において、嘱托は、検査官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて、これを行う。
④（略）
⑤（略）

（債権の没収保全）

第三〇条①②（略）
③（略）

④ 民事執行法第五十五条、第五百六条第一項及び第四項並びに第五百六十四条第五項の規定は、債権の没収保全について適用する。この場合において、同法第五十五条及び第五百六条第一項中「差押え」とり、及び同法第五百五十五条中「差押命令」とあるのは「没収保全」と、同条中「裁判所書記官は、申立てにより」とあるのは「検査事務官は、検査官が没収保全命令の執行を指揮する書面に基いて」と、同法第五百六条第一項及び第四項中「第三債務者」とあるのは「債務者」と、同項中「執行裁判所」とあるのは「没収保全命令を発した裁判所」と、同法第五百六十四条第五項中「差押された債権」とあるのは「没収保全がされた債権」と、申立ては供託」とあるのは「検査事務官は、検査官が登記等の抹消を指揮する書面に基いて」と、債権執行の申立てが取り下げられたとき、又は差押命令の取消決定が確定したときとあるのは「没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたとき」と読み替へるものとする。

（その他の財産権の没収保全）

第三一条① 第二十七條から前条までに規定する財産以外の財産権（以下「この条において、その他の財産権」という。）の没収保全については、この条に特別の定めがあるもののほか、債権の没収保全の例による。

（失効等の場合の措置）

第二四条 没収保全が効力を失ったとき、又は代替金が納付されたときは、検査官は、速やかに、検査事務官に当該没収保全の登記等の抹消の嘱托をさせ、及び公訴の除去その他の必要な措置を執らなければならない。この場合において、没収保全の登記等の抹消の嘱托は、検査官がその嘱托を指揮する書面に基いて、これを行う。

（強制執行の停止）

第二八条①（略）
② 検査官が前項の決定の裁判書に執行裁判所（差押処分がなされている場合においては、当該差押処分をした裁判所書記官以下この項において同じ）に提出したときは、執行裁判所は、強制執行を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第三十九条第一項第七号の文書の提出があつたものとみなす。改正後の③
③（略）改正後の④

（担保権の実行としての競売の手続との調整）

第三九条①（略）

有効な改正前規定（不動産登記規則 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律）

有効な改正前規定（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等）に関する法律）

① 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権について附帯保全命令が発せられた場合において、檢察官が当該命令の執行を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の適用の適用については、同法第百九十二條第二号へ（同法第百八十九條、第百九十一條及び第百九十三條第二号）において準用する場合を含む。の文書の提出があつたものとみなす。

第九案の一（改正により追加）

（附帯保全命令の効力等）

第四案① 附帯保全命令は、当該命令に係る没収保全が効力を有する間、その効力を有する。ただし、代替金が納付されたときは、この限りでない。

② 略

（追徴保全命令）

第四案①③ 略

④ 追徴保全命令には、被告人の氏名、罪名、公訴事実の要旨、追徴の根拠となるべき法令の条項、没収金の額、没収を禁止すべき財産の表示、追徴保全命令の頒発の日及びその他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに署名押印しなければならない。

⑤ 第二十二案第四項及び第五項の規定は、追徴保全（追徴保全命令による没収の禁止をいう。以下同じ）について準用する。（改正後の②）

（起訴前の追徴保全命令）

第三案① 略

② 第二十二案第三項本文及び第四項から第六項までの規定は、前項の規定による追徴保全について準用する。

（追徴保全命令の執行）

第四案① 略

② 追徴保全命令の執行は、追徴保全命令の標本が被告人又は被疑者に送達される前であつても、これを行うことができる。

③ 略

（送達）

第三〇案① 没収保全又は追徴保全（追徴保全命令に基づく仮没収）の執行を除く、以下この第七において同じ。に関する書類の送達については、最終裁判所規則に特別の定めがある場合を除き、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法、平成八年法律第九号、第九号、第十号、第十一号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号、第十六号、第十七号、第十八号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十三号、第二十四号、第二十五号、第二十六号、第二十七号、第二十八号、第二十九号、第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号、第三十六号、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号、第四十二号、第四十三号、第四十四号、第四十五号、第四十六号、第四十七号、第四十八号、第四十九号、第五十号、第五十一号、第五十二号、第五十三号、第五十四号、第五十五号、第五十六号、第五十七号、第五十八号、第五十九号、第六十号、第六十一号、第六十二号、第六十三号、第六十四号、第六十五号、第六十六号、第六十七号、第六十八号、第六十九号、第七十号、第七十一号、第七十二号、第七十三号、第七十四号、第七十五号、第七十六号、第七十七号、第七十八号、第七十九号、第八十号、第八十一号、第八十二号、第八十三号、第八十四号、第八十五号、第八十六号、第八十七号、第八十八号、第八十九号、第九十号、第九十一号、第九十二号、第九十三号、第九十四号、第九十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号、第九十九号、第一百号）を準用する。この場合において、同条第一項中「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益」から「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益」

の規等に関する法律第五十條第二項の規定による掲示を始め、同日から七日間」と同ただし書中「前条の規定による措置を開始した」とあるのは、当該掲示を始め、同日、同法第百三十三條中「書類又は電磁的記録」とあるのは「書類」と、「記載又は記録」とあるのは「記載」と、「第百三十一條の規定による措置を開始した」とあるのは「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第五十條第二項の規定による掲示を開始した」と読み替へるものとする。

② 略

（用）

第五案 略（改正後の①）

②（改正により追加）

（検察官の処分）

第七案①（住書略）

一 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めると。

二 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めると。

三 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めると。

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めると。

五（略）

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することができる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち、必要なものを特定し、三十日を超えない期間、延長する場合に、通じて六十日を超えない期間、これを消去しないよう、書面を提出すること。

七 裁判官が発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をするとき。

②（略）

（運用）

第七三案① この章に特別の定めがあるもののほか、裁判所若しくは裁判官の審査、処分若しくは令状の発付、檢察官若しくは検察事務官の審査及び又は裁判所の審査への利害関係人の参加については第三章及び第四章、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第七章まで、第二編第一章、第三章、第四章及び第四章並びに第七編に限る）、刑事訴訟費用に関する法令並びに刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の規定を、其助の要請を受けた場合における応急措置については刑事捜査共助に関する法律（昭和五十五年法律第六十九号）第四條、第五條第一項（第一号に係る部分）及び第三項並びに第七條第一項並びに逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）第八條第二項並びに第十一条一項及び第

二項の規定を、それぞれその性質に反しない限り、準用する。

新②（改正により追加）

② 略（改正後の③）

別表第三（第六条の二関係）

- 一 二十七日 出入国管理及び難民認定法第七十條第一項第一号（不法入国） 第二号（不法上陸）若しくは第五号（不法残留）若しくは第二号（不法在留）の罪（正犯により犯されぬものを除く）、同法第七十三條の三罪（正犯により犯されぬものを除く）、同法第七十三條の四（偽造在留カード等所持）、第七十四條の二（集団密航者の輸送若しくは不法入国させる行為等）、第七十四條の三（集団密航者の輸送）若しくは第七十四條の四（集団密航者の取受等）の罪、同法第七十四條の六（不正入国等援助）の罪（同法第七十條第一号又は第二号に規定する行為に係るものに限る。）又は同法第七十四條の六の二（第一号第一号 難民旅行証明書等の不正交付）若しくは第二号（偽造外国旅券等の不正交付等）若しくは第二項（営利目的の難民旅行証明書等の不正交付等）若しくは第二十七條の八第一号若しくは第二項、不正入国者等の蔵匿等）の罪
- 二 二十八日 六十七（略）
- 三 六十八日 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第六十六條第一項から第三項まで（特別永住者証明書の偽造等）又は第二十七條（偽造特別永住者証明書の所持）の罪
- 四 六十九日 九十三（略）
- 五 九十四（改正により追加）

○犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律

令和八年六月三日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二法三九九 本則二九条 令和九・三・三二）まで施行）

第三條（裁正の方式等）

③ 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知られないとき、その他裁正書の謄本を送達することができないときは、検察官裁正書の謄本を保管し、いつてもその送達を受けるべき者へ交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもって同項の規定による送達と代えることができる。この場合において、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

○性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

令和八年六月三日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九九 本則三四条（令和九・三・三二）まで施行）

第四條（罰則目録の作成等）

第四條 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による罰則を課したときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わらるべき者に交付しなければならない。

（消去等決定等の名犯人及び聴聞の特例等）

第一七条（一）（略）

③ 前項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第十五条第四項及び第一十條第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された当該事項を当該行政庁の事務場の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる。とあるのは、左当該行政庁の事務場の掲示場に掲示すると、同項及び同法第二十二條第三項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲示を開始した」とする。改正により開かれた。

④ 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八條第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料に対象姿態等が記録された部分については、謄写を求めることができない。（改正後の③）

（消去等決定等の方式等）

第三〇条（一）（略）

③ 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知られないとき、その他第一項の書面の謄本を送達することができないとき、

いときは、検察官が当該書面の謄本を保管し、いつてもその送達を受けるべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもって前項の規定による送達と代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があつたものとみなす。

（調査等）

第四〇条（一）（柱書略）

一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めること。

二、三（略）

② 検察官は、消去命令に従つて対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七条第一項第二号に定める者その他の関係人に対し、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求めることができる。（略）

③（略）

第四四條（柱書略）

一 第四十條第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

有効な改正前規定（犯罪被害財産等による被害回復給付金支給給付法

性的な姿態を撮影する行為等の処罰等に関する法律）

○刑事訴訟法

有効な改正前規定（刑事訴訟法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二）
三、五、二（施行期）
三、五、二（施行期）

第四〇条 書類・証拠物の閲覧・謄写 ① 弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及証拠物閲覧し、及び謄写することができる。ただし、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。
② 改正により追加

第四〇条の二 改正により追加
第四六条（罪状） 略、改正後の①
② 改正により追加

第四八条 公判調書の作成 整理 ① 略
② 改正により追加
③ 公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。
④ 公判調書の③、各公判期日後速かに、遅とも判決を宣告するまでにこれを整理しなければならない。ただし、判決を宣告する公判期日の整理は当該公判期日後七日以内、公判期日から判決を宣告する日までの期間が十日に満たない場合に当該公判期日の調書は当該公判期日後十日以内、判決を宣告する日までの期間が三日以内、整理すれば足りる。改正後の④
⑤ 改正により追加

第九九条 被告人の公判調書閲覧権 被告人に弁護人がないときも、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができる。また、これは目的の見えないときは、公判調書の開示を求めることができる。
第九九条の二 被告人の公判調書閲覧権の権利 ① 公判調書が次の公判期日までに整理されかつたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述

の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をされた検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。
② 被告人及び弁護人の出席なくして開廷した公判期日の公判調書は、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出席した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審判に関する重要な事項を告げなければならない。

第五二条（公判調書の記号）に対する異議申立て ① 検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。
② 前項の異議申立ては、遅くとも当該審判の開始後最終の公判期日後十四日以内、これを提起し、遅くとも当該最終の公判期日後三週間以内の規定により判決を宣告した公判期日以後に整理された調書については、整理ができた日から十四日以内にこれを提起することができる。

第五二条（公判調書の証明力）公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。
第五二条の二（訴訟記録の公開） ① 何人も、被告事件の最終後訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所として検察庁の事務に支障のあるときは、この限りでない。
② 略
③ 日本国憲法第八十二条第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。
④ 略、改正後追加
⑤ 改正により追加

第五二条の三（送達）書類の送達については、裁判所の規則に特別の定めのある場合を除くは、民事訴訟に関する法令の規定（民事訴訟法）或は第八年法第九百九十条第一項並びに第一編第五章の第四節第三款及び第四款の規定を除く）を準用する。
第二章の二 第二四五条の二 第二四五条の四 改正により追加
第六一条（勾留）と被告事件の告知 被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これを行ふことができない。但し、被告人が速にこの場合は、この限りでない。改正後追加
② 改正により追加

第六二条（令状） 略、改正後の①
② 改正により追加
第六三条（召喚状の方式） 召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出席すべき日及び場所並びに正当な理由がなく出席しないときは召喚状を発する旨その他裁判官がこれに規定する事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。改正後追加
② 改正により追加

第六四条（勾引状） 勾引状の方式 ① 勾引状又は勾留状は、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致する場所又は勾留すべき刑事施設、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができる旨を記載し、これを返還しなければならない旨並びに発付の日及び他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官がこれに記名押印しなければならない。
② 改正により追加

第六五条（召喚の手続） ① 略
② 被告人は、前項に出頭する旨を記載した書面を差出し、又は出頭した被告人に対し口頭で出頭を命じたときは、又喚状を差出した場合と同様の効力を生ずる。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。
③ 略、改正後追加
④ 略、改正後追加

第六六条（勾引の嘱託） ① 略
② 第六六条の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する場合において、は、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。
第七二条（勾引状） 勾引状執行の手続 ① 勾引状を執行するに当たっては、被告人の居所に限り速やかに行なふ。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判所に一致しない限りはならない。
② 勾引状を執行するに、これを被告人に示した上、できる限り速やかに、かつ、直接、指定された刑事施設に引致しなければならない。改正により追加
③ 勾引状又は勾留状を所持しないことを示すことができる場合において、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられたる旨を告げて、その執行することができる。但し、令状は、でき限り速やかにこれを示さなければならない。
第七七条（勾留と弁護人委任権の告知） ① 略
② 第六十一條ただし書の場合には、被告人を留した後直ちに、前項に規定する事項を告知し、その旨を告げることに、前項に規定する事項を告知しなければならない。ただし、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

第九九条（保釈の取消等）と收容の手続 ① 保釈若しくは拘留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は拘留の執行停止の期間が満了したときは、検察官、検察官、司法警察職員又は刑事施設の職員は、検察官の指揮により、拘留の執行停止及び保釈若しくは拘留の執行停止を取り消す決定の標本を被告人に示してこれを刑事施設に收容しなければならない。
② 改正により追加
③ 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合に於いて、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、検察官の指揮により、被告人に対し保釈若しくは拘留の執行停止を取り消した旨又は拘留の執行停止の期間が満了した旨を告げて、これを刑事施設に收容することができる。ただし、その書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。
④ 第七十條の規定は、前項の規定による收容についてこれを準用する。

第九九条（差押え）提出命令 ① 略
② 差し押さへべき物品が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電通信回線が接続して記録媒体であるとき、当該電子計算機で作成若しくは変更された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理に供されるもの）を、以下同じ）又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるものと認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さへる。略
③ 略

第九九条（差押え）提出命令 ① 略
② 差し押さへべき物品が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電通信回線が接続して記録媒体であるとき、当該電子計算機で作成若しくは変更された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理に供されるもの）を、以下同じ）又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるものと認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さへる。略
③ 略

第九九条（差押え）提出命令 ① 略
② 差し押さへべき物品が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電通信回線が接続して記録媒体であるとき、当該電子計算機で作成若しくは変更された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理に供されるもの）を、以下同じ）又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるものと認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さへる。略
③ 略

第九九条（差押え）提出命令 ① 略
② 差し押さへべき物品が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電通信回線が接続して記録媒体であるとき、当該電子計算機で作成若しくは変更された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理に供されるもの）を、以下同じ）又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるものと認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さへる。略
③ 略

第九九条（差押え）提出命令 ① 略
② 差し押さへべき物品が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電通信回線が接続して記録媒体であるとき、当該電子計算機で作成若しくは変更された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理に供されるもの）を、以下同じ）又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるものと認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さへる。略
③ 略

第九九条（差押え）提出命令 ① 略
② 差し押さへべき物品が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電通信回線が接続して記録媒体であるとき、当該電子計算機で作成若しくは変更された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理に供されるもの）を、以下同じ）又は当該電子計算機で変更若しくは消去することができるものと認められる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さへる。略
③ 略

第〇六条(令状) 改正後の①
②改正により追加

第〇七条(差押状) 捜索状の方式 ① 差押状又は捜索状には、被告人の氏名、罪名、差押すべき物又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間過後は執行すべきことのできる令状は返還しなければならない旨並びに発付の日付その他の裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記者押印しなければならない。

②改正により追加
③改正により追加
④改正により追加
⑤改正により追加
⑥改正により追加
⑦改正により追加
⑧改正により追加
⑨改正により追加
⑩改正により追加
⑪改正により追加
⑫改正により追加
⑬改正により追加
⑭改正により追加
⑮改正により追加
⑯改正により追加
⑰改正により追加
⑱改正により追加
⑲改正により追加
⑳改正により追加

第〇八条(差押状) 捜索状の執行 ① 略
② 裁判所は、差押状又は捜索状の執行に關し、その執行する者に對し書面を適當と認める指示をすることができる。
③ 略
④ 略

第二〇条(執行の方式) 差押状又は捜索状は、処分を受ける者にこれを示さなければならない。
①改正により追加
②改正により追加

第二六条(時刻の制限) ① 日出前、日没後には、令状に後開でも執行することができない旨の記載がなければ、差押状は捜索状の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。
② 略

第二九条(証明書の交付) 捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがなるときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。
③ 略

第三〇条(押収目標の交付) ① 押収をした場合には、その目標録を作り、所有者、所持者若しくは保管者(第百十條の規定による)又は電磁的記録の提供命令(第百十條の第二項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるもの)を交付しなければならない。② 押収した者は、その旨の記録を、提出する者を含む又は他の者に交付しなければならない。
③ 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をもって作成する目標録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、作成する記録

第一二六条(鑑定留置) 留置状 ① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

新三 改正により追加
④ 略 改正後の⑤
⑤ 勾留に関する留置についてこれを準用する。但し、保釈に關する規定は、この限りでない。改正後の⑥
⑥ 略 改正後の⑦
⑦ 略

第二五七条(當事者の立会権) 尋問 ① 略
② 証人の尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者に通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。
③ 略
④ 略
⑤ 改正により追加

第二五九条(五証人尋問の際の証人の遮断) ① 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前(一次条第一項及び第二項に規定する方法による場合を含む)において供述すべき事項を、その精神の整理を著しく害されるおそれがあると認めるときは、相と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその他の人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識するにすぎないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人ら証人の状態を認識することができるようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができない。
② 略

第二六〇条(ビデオ方式による証人尋問) ① 裁判所は、次に掲げる者を証人とし尋問する場において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判所及び訴訟關係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場場であつて、同構内(これを併用する者が席する場所と同一の構内)と、事項において同じ、これにあるものに証人を在席させ、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができる。
② 略

第二六二条(鑑定に必要な処分) 許可状 ① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一八〇条(當事者の書類) 証拠物の閲覧・謄写権 ① 検察官及び弁護士は、裁判所において、前第三項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し及び謄写することができる。ただし、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判所の許可を受けなければならない。
② 前項の規定にかかわらず、第百五十七條の第五項に規定する記録媒体は、謄写することができる。(改正後の③)
③ 被告人又は被疑者は、裁判所の許可を受け、裁判所において、被告人又は被疑者に関する書類を閲覧することができる。ただし、被告人又は被疑者は、被疑者であると認められる場合を除いて、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
④ 改正により追加
⑤ 改正により追加

第一八〇条の二(改正により追加)
第一九八条(被疑者の出頭要・取調) ① 検察官、検察事務官又は刑事警察官は、犯罪の捜査をするにいて必要あるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一九〇条(逮捕状による逮捕) ① 逮捕状は、被疑者の氏名及び住所、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき警官の氏名及び住所、有効期間及びその期間経過後は逮捕することができない旨の記載を有し、かつ、執行する者及び執行する日付、執行する場所、執行する時間その他の事項を記載し、裁判官が、これに記者押印しなければならない。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一九〇条の二(改正により追加)
第一九八条(被疑者の出頭要・取調) ① 検察官、検察事務官又は刑事警察官は、犯罪の捜査をするにいて必要あるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一九八条(被疑者の出頭要・取調) ① 検察官、検察事務官又は刑事警察官は、犯罪の捜査をするにいて必要あるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一九八条(被疑者の出頭要・取調) ① 検察官、検察事務官又は刑事警察官は、犯罪の捜査をするにいて必要あるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一九八条(被疑者の出頭要・取調) ① 検察官、検察事務官又は刑事警察官は、犯罪の捜査をするにいて必要あるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

第一九八条(被疑者の出頭要・取調) ① 検察官、検察事務官又は刑事警察官は、犯罪の捜査をするにいて必要あるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べるることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略
⑦ 略
⑧ 略
⑨ 略
⑩ 略
⑪ 略
⑫ 略
⑬ 略
⑭ 略
⑮ 略
⑯ 略
⑰ 略
⑱ 略
⑲ 略
⑳ 略

有効な改正前規定（刑事訴訟法）

① 一法（略）

- ② 裁判官は、前項の規定による請求を受けた場合において、第二百九十九条の規定により逮捕状を発するときは、同時に、被疑者に示すものとして、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法により、被疑者の要旨を記載し逮捕状の抄本その他の逮捕状に代わるもの交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が第一号又は第二号に掲げる者に該当しないこととなる場合は、この限りでない。
- ③ 前項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、逮捕状により被疑者を逮捕するにたり、当該逮捕状に代わるものを被疑者に示すことができる。
- ④ 第二項（改正により追加）
 - 一、二項（改正により追加）において、当該逮捕状に代わるものの交付があつた場合において、当該逮捕状に代わるもの交付を要しないため、前条第一項の規定が同条第二項において準用する第七十三条第三項の規定にかかわらず、被疑者に対し、逮捕状に記載された個人特定事項のうち当該逮捕状に代わるものに記載されたもの明らかにしない方法により、被疑者を要旨を告げるとともに、逮捕状が発せられたり、被疑者に対して、逮捕状により被疑者を逮捕することができる。ただし、当該逮捕状に代わるものは、逮捕状の限り速やかに示さなければならない。

第二〇三条 司法警察官の手続、検査官送致の時間の制限

① 司法警察官は、逮捕状により被疑者を逮捕し、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取るときは、直ちに犯罪手続の要旨及び弁論を留置することとする旨を告げたとし、弁論の要旨を写し、留置の要旨がないときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料ときは被疑者自身を拘束された時から四十八時間以内書類及び証拠物とともにこれを検査官に送致するしなければならない。

第二〇五条 司法警察官から送致を受けた検査官の手続、勾留請求の時間の制限

- ① 略
- ② 改正により追加
- ③ 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えないこととできない。改正後の③
- ④ 第二項の時間の制限に改正の上、勾留の請求をするときは、要しない。改正により追加
- ⑤ 第一項及び第二項の時間の制限内に留置の請求又は公訴の提起をするときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。改正後の⑤

第二〇七条之二 被疑者の勾留手続における個人特定事項の秘匿措置

① 検査官は、第二十条第一項第一号又は第二号に掲げる者個人特定事項について、必要と認めるときは、前

条第一項の勾留の請求と同時に、裁判官に対し、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たつて当該個人特定事項を明らかにしない方法により、勾留及び被疑者その他の勾留状に代わるもの交付する旨を請求することができる。

② 裁判官は、前項の規定を受けるときは、勾留を請求された被疑者に被疑事件を告げるに当たっては、当該請求に係る個人特定事項を明らかにしない方法によることとし、前条第五項本文の規定により勾留状を発するときは、これと同時に、被疑者により、当該個人特定事項を明らかにしない方法により、被疑者の要旨を記載し留置状の抄本その他の勾留状に代わるもの交付するものとする。ただし、当該請求に係る者が第一号、第二号、第三号に掲げる者に該当しないこととなる場合は、この限りでない。

第二〇七条之三 被疑者に対する個人特定事項の通知

① 略

② 略

③ 裁判官は、第一項の裁判（前条第二項の規定による措置に係る個人特定事項の一部が被疑者に通知する旨の限る）に係る個人特定事項の一部が被疑者に通知する旨の限る）をして、当該個人特定事項に、被疑者に示すものとして、当該個人特定事項に、当該裁判より被疑者に示されたものを除く、明らかにしない方法により被疑者の要旨を記載し、勾留状の抄本その他の勾留状に代わるものを交付するものとする。

④ 略

⑤ 第一項の裁判を執行するには、前条第一項の規定による措置に係る個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合において、当該個人特定事項の一部について当該裁判があつた場合にあつては、個人特定事項の一部を留置するものとして、被疑者に示さなければならない。

⑥ 改正により追加

⑦ 第二項の許す請求は、前項の請求をする際に、検査官、検

第二二八条 令状による押え、捜査・電磁的記録提供命令・検

- ① 略
- ② 略
- ③ 略
- ④ 略
- ⑤ 略
- ⑥ 略
- ⑦ 略
- ⑧ 略
- ⑨ 略
- ⑩ 略

第二二九条 差押え等の令状の方式

① 前条の令状には、被疑者若しくは被疑者の氏名、罪名、差押えすべき物、捜査すべき場所、押えの方法、提供せらるべき電磁的記録、提供せらるべき書及び身身の検査に関する条件、有効期間及びその期間経過後は差押え、捜査若しくは検査に着手し、又は電磁的記録提供命令をすることができず、令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める

事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

① 一法（略）

② 前条（改正により追加）

③ 前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差押えすべき電子計算機に電気通信回線に接続している記録媒体については、その電磁的記録を捜査すべきの範囲を記載しなければならない。

④ 改正により追加

⑤ 裁判官は、前条第一項の許可をするときは、同条の令状にその旨及び同項の規定により認めらるる旨を命ずる期間を記載し、同項の規定にかかわらず、前条令状について準用する。改正後の⑤

⑥ 第六十四条第一項の規定は、前条令状について準用する。改正後の⑥

第三二条 押収・捜査・電磁的記録提供命令、検証に関する準用規定

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

第三二条 押収・捜査・電磁的記録提供命令、検証に関する準用規定

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

第三二条 押収・捜査・電磁的記録提供命令、検証に関する準用規定

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

⑧ 検査官、検事事務官又は司法警察職員は、第二百八十八条の規定により電磁的記録提供命令をする場合において、第一項において準用する第二百十條の規定による令状の提示のため必要あるときは、裁判官の許可を受けて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができ、

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

第三二条 押収・捜査・電磁的記録提供命令、検証に関する準用規定

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

第三二条 押収・捜査・電磁的記録提供命令、検証に関する準用規定

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

第三二条 押収・捜査・電磁的記録提供命令、検証に関する準用規定

① 略

② 略

③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略

⑳ 略

㉑ 略

㉒ 略

㉓ 略

㉔ 略

㉕ 略

㉖ 略

㉗ 略

㉘ 略

㉙ 略

㉚ 略

㉛ 略

㉜ 略

㉝ 略

㉞ 略

㉟ 略

㊱ 略

㊲ 略

㊳ 略

㊴ 略

㊵ 略

㊶ 略

㊷ 略

㊸ 略

㊹ 略

㊺ 略

㊻ 略

㊼ 略

㊽ 略

㊾ 略

㊿ 略

有効な改正前規定（刑事訴訟法）

出さなければならない。
④第六三条（通常の審判）①（略）
⑤第六六二条第二項に違反し略式命令を請求したときも、前項と同様である。
⑥改正により追加
⑦改正により追加
⑧第一項及び第二項の場合には、第二百七十条及び第二百七十一條の二の規定の適用があるものとす。この場合において、第二百七十一條第一項の規定による起訴状の提出は、第四百六十三條第四項の規定による起訴状の提出と、同条第一項、公訴の提起が同一であるのは、第四百六十三條第一項の規定による通知が同一と、第二百七十一條第二項、公訴の提起において、裁判所に対し、起訴状とともに、
⑨第四百六十三條第三項の規定による通知を受けた後速やかに、裁判所に対しとす。改正後の⑥
⑩略、改正後の⑦

④第六八条（正式裁判の棄却）通常の審判①①④（略）
⑤前項の規定による場合は、第二百七十条の第一項の規定による求めみなし、同条第二項の規定を適用する場合において、同項に、公訴の提起が同一と、裁判所に対し、起訴状とともに」とあるのは、「速やかに、裁判所に対し」とする。
⑥第四百六十三條第四項の規定は、前項において読み替へて適用する第二百七十条の第二項の規定による起訴状抄本等の提出について準用する。
⑦改正後の⑥
⑧略、改正後の⑦

④第六九条（執行の指揮）
⑤前項の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察官がこれを指揮する。但し、第十一条第一項但書の場合、第四百六十一條の他の性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。上訴の裁判又は上訴の取下により上訴の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対応する検察官又は検察官を指揮する。但し、訴訟記録が下級の裁判所又は検察官に対応する検察庁に在るときは、その裁判所に対応する検察官がこれを指揮する。
⑥改正後の⑤
⑦改正により追加
⑧略、改正後の⑥
⑨略、改正後の⑦

④第七二条（執行指揮の方式）裁判の執行の指揮は、書面で行われ、これに裁判書又は裁判書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判所記載の謄本の謄本若しくは抄本に認印してこれをすることを要する。
⑤改正により追加
⑥略、改正後の⑤
⑦略、改正後の⑥
⑧略、改正後の⑦

④第七八条（同前）死刑の執行に立ち会つた検察事務官は、執行始末書を作り、検察官及び刑事施設の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。
⑤第六八条（執行のための呼出し）（略、改正後の①）
⑥改正により追加
⑦第四四二条の二（執行のための呼出しを受けた者の不出頭に対する罰則）前条前段の規定による呼出しを受けた者が、正当な理由がなく、指定された日時及び場所に出頭しないときは、二年以下の拘禁刑とする。
⑧第七七条（取容状）取容状には、刑の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他取容に必要な事項を記載し、検察官又は司法警察官がこれに記名押印しなければならない。（改正後の①）
⑨改正により追加
⑩第四八八条（取容状の執行）取容状の執行については、勾引状の執行に準用する。
⑪第四九二条（仮納付の執行）裁判の執行が命じられたときは、第三百四十五條の二（第四四四條において準用する場合を含む）、第四百九十四條の六、第四百九十四條の五（第三号を除く）、第四百九十四條の三、第四百九十四條の八（第四項、第四百九十四條の十二（項）及び第四百九十五條の三（第四四四條において準用する場合を含む）、第四百九十四條の四（同じ））において読み替へて準用する。第三百四十五條の八（第一項）は、その効力を及ぼす部分に限る。この規定に係る勾引状は、その効力を失ふ。
⑫第四九四條の六（拘留理由の告知と陳述の聴取）（略、改正後の①）
⑬改正により追加
⑭略、改正後の⑬
⑮略、改正後の⑭
⑯略、改正後の⑮
⑰略、改正後の⑰
⑱略、改正後の⑱
⑲略、改正後の⑲
⑳略、改正後の⑳
㉑略、改正後の㉑
㉒略、改正後の㉒
㉓略、改正後の㉓
㉔略、改正後の㉔
㉕略、改正後の㉕
㉖略、改正後の㉖
㉗略、改正後の㉗
㉘略、改正後の㉘
㉙略、改正後の㉙
㉚略、改正後の㉚
㉛略、改正後の㉛
㉜略、改正後の㉜
㉝略、改正後の㉝
㉞略、改正後の㉞
㉟略、改正後の㉟
㊱略、改正後の㊱
㊲略、改正後の㊲
㊳略、改正後の㊳
㊴略、改正後の㊴
㊵略、改正後の㊵
㊶略、改正後の㊶
㊷略、改正後の㊷
㊸略、改正後の㊸
㊹略、改正後の㊹
㊺略、改正後の㊺
㊻略、改正後の㊻
㊼略、改正後の㊼
㊽略、改正後の㊽
㊾略、改正後の㊾
㊿略、改正後の㊿

Table with 2 columns: Item (e.g., 第六十四條第一項, 第六十六條第一項) and Description (e.g., 略, 罪名、公訴事実の要旨, 罰則、当該裁判が確定した長)

Table with 2 columns: Item (e.g., 第六十六條第一項, 第六十七條第一項) and Description (e.g., 略, 要旨、公訴事実の要旨, 罰則、当該裁判が確定した長)

Table with 2 columns: Item (e.g., 第六十四條第一項, 第六十六條第一項) and Description (e.g., 略, 要旨、公訴事実の要旨, 罰則、当該裁判が確定した長)

○刑事訴訟法施行法

有効な改正前規定（刑事訴訟法施行法）

○犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三法三九）本則六条（令和九・三・三二）まで（施行）

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三法三九）本則六条（令和九・三・三二）まで（施行）

第〇条 裁判書謄本請求の費用

① 新法第四十六條の規定により訴訟関係人から裁判書又は裁判し調書の謄本又は抄本の交付を請求する場合の費用は、当分の間、その謄本又は抄本の使用料一枚につき六十円とする。第二條の事件について旧法第五十三條の規定により請求する場合についても、同様である。

新法

② 改正により追加
③ 前項の費用は、取入印紙で納めさせることができる。（改正後）
④ 前項の費用は、取入印紙で納めさせることができる。（改正後）

改正法令一覧

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三法三九）本則四條（令和九・三・三二）まで（施行）

第五〇条（略）

新法（改正により追加）
④ 前項の費用は、取入印紙で納めさせることができる。（改正後）

第六條 傍受令状の記載事項

第六條 傍受令状には、被疑者の氏名、被疑事実の要旨、罪名、別案、傍受すべき通信、傍受の実施の対象とすべき通信手段、傍受の実施の方法及び場所、傍受ができる期間、傍受の実施に関する条件、有効期間及びその期間経過後は傍受の処分着手することができず傍受令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他最高裁判所規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。ただし、被疑者の氏名については、これが明らかでないときは、その旨を記載すれば足りる。

新法

① 改正により追加
② 裁判官は、前条第三項の規定により第二十一條の許可又は記載するものとする。（改正後の）
③ 第二十三條第一項の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載するものとする。（改正後の）

第七條 略

傍受ができる期間の延長
第七條 前項の延長は、傍受令状に延長する期間及び理由を記載し記名押印してこれをしなければならぬ。

第八條 略

傍受令状の作成等
第八條 傍受令状は、傍受令状に第二十條第一項の許可があるとき、次のイからハまでに掲げる措置

第九條（略）

傍受令状に第二十條第一項の許可をする旨の記載があるとき、同項の規定による略号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等に提供すること。傍受令状に第二十三條第一項の許可をする旨の記載があるとき、次のイからハまでに掲げる措置

イハ、略

傍受令状の提示

第一〇條 傍受令状は、通信管理者等にさきなければならない。ただし、被疑事実の要旨については、この限りでない。② 傍受ができる期間が延長されたときも、前項と同様とする。

該当性判断のための傍受

第四條 傍受又は司法警察員は、傍受の実施をして、この間に行われた通信であつて、傍受令状に記載された傍受すべき通信（以下単に「傍受すべき通信」という。）に該当するか、明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するが、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の傍受をすることができる。

（他の犯の実行を内容とする通信の傍受）

第五條 検察官又は司法警察員は、傍受の実施をし、この間に、傍受令状に被疑者として記載されている犯罪以外犯罪であつて、別表第一若しくは別表第二に掲げるもの又は死罪若しくは無期若しくは短期一年以上の懲役に当るものを実行したとき、実行しているとき又は実行することを内容とするものと明らかなに認められる通信が行われたときは、当該通信の傍受をすることができる。

（医師等の業務に関する通信の傍受の禁止）

第一六條 医師、歯科医師、助産師、看護士（外国法事務弁護士を含む）、弁理士、公証人又は宗教職にある者（傍受令状に被疑者として記載されている者を除く。）との間の通信については、他人の依頼を受けて行うその業務に関するものと認められるときは、傍受をしてはならない。

（傍受の実施を中断し又は終了すべき時の措置）

第八條 傍受令状に記載するところに従い傍受の実施を中断し又は終了すべき時に現に通信が行われているときは、その通信手段の使用（以下「通信」という。）が終了するまで傍受の実施を継続することができる。

（傍受の実施の終了）

第九條 傍受の実施は、傍受の理由が必要なくなつたときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であつても、これを終了しなければならない。

（一時の保存を命じて行う通信傍受の実施の手続）

第一〇條 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間（前条の規定により傍受の実

を終了した後の期間を除く。）内において検察官又は司法警察員が指定する期間（当該期間の終期において第十八條の規定により傍受の実施を継続することができる期間は、この継続する間とすることができる期間を含む。）以下「指定期間」という。）に行われる全ての通信について、第九條第一号の規定により提供された変換符号を用いた原符号通信の内容を傍受するものに限るの略号化をさせ、及び当該略号化により作成される略号化通信について一時の保存をさせる方法により、傍受をすることができる。この場合における傍受の実施については、第二十三條の規定は、適用しない。

第二〇條 略

② 前項の規定による再生の実施は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に終了したときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了後は、できる限り速やかに、これを終了しなければならない。

第二一條 略

⑧ 第一項の規定による再生の実施は、傍受の理由が必要なくなつたときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内での開始後、その開始前であつては、その開始してはならず、傍受の理由が必要なくなつたに至るまでの間に、一時の保存をされた略号化通信については、傍受すべき通信に該当する通信が行われるに疑うに足る状況がなくなつたときは傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者の通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなく、なかつた若しくは別人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられずと疑うに足るものではないと理由として傍受の理由が必要なくなつた場合に限り、再生の実施をするものとする。

（特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手続）

第三條 ① 傍受令状は、傍受令状に第一項の許可をする旨の記載がある場合は、同項の規定する方法によるほか、傍受の実施をするものとする。

第三條 略

第三條 略

傍受の実施の状況若しくは書面等の提出等
第七條 ① 検察官又は司法警察員は、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面に、第二十五條第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。同条の規定により傍受ができる期間の延長を請求する時も、同様とする。

第二九條 略

傍受令状に第二十條第一項第一号の規定による傍受の実施を命じたときは、前項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面に、第二十五條第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。

第二九條 略

傍受令状に第二十條第一項第一号の規定による傍受の実施を命じたときは、前項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面に、第二十五條第四項に規定する裁判官に提出しなければならない。

ない。同号の規定による傍受の実施をした後に第七条の規定により傍受がでる期間の延長を請求する時も、同様とする。

④ 前二項に規定する書面の提出を受けた裁判官は、第一項第六号又は前項第四号の通信については、これが第十五条に規定する通信に該当するかどうかを審査し、これに該当しないとも認めるときは、当該通信の傍受を取り消すものとする。この場合において、第三十三條第三項、第五項及び第六項規定を準用する。

第七條 傍受の実施を受けた裁判官は、傍受の実施をした期間のうち、第二十三條第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第二項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に同号の規定により一時的保存をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に関しては、前条第三項各号に掲げる事項を、第二十一條第一項の規定に基づき、第二十五條第四項の規定による傍受官に提出し、かつ、第二十五條第一項の規定による傍受官に提出した後に、同様の規定により傍受がでる期間の延長を請求する時も、同様とする。

② 傍受の実施を受けた裁判官は、傍受の実施をした期間のうち、第二十三條第一項第二号の規定による傍受の実施をした期間があるときは、前条第二項の規定にかかわらず、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に同号の規定により一時的保存をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、当該期間以外の期間に関しては、前条第三項各号に掲げる事項を、第二十一條第一項の規定に基づき、第二十五條第四項の規定による傍受官に提出し、かつ、第二十五條第一項の規定による傍受官に提出した後に、同様の規定により傍受がでる期間の延長を請求する時も、同様とする。

第九條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受の保留その他の取扱い、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の提出、第十五条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長、裁判官が保留する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁が所定する規則で定める。

事項書面に通知しなければならない。
（一四）略
五 傍受令状に記載された犯罪名及び罰則
六 七 略
③ 略

（最高裁判所規則）

第九條 この法律に定めるもののほか、傍受令状の発付、傍受の保留その他の取扱い、記録媒体の封印及び提出、傍受の原記録の提出、第十五条に規定する通信に該当するかどうかの審査、通信の当事者に対する通知を発しなければならない期間の延長、裁判官が保留する傍受記録の聴取及び閲覧並びにその複製の作成並びに不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁が所定する規則で定める。

○犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定
改正法令一覧
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三九）本則二五条
和九・三・三二まで施行

（被害者等による公判記録の閲覧及び謄写）
第三條 刑事被告人の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告人の係属する裁判所において、当該被告人の被害者等若しくは当該被告人の法定代理人又はこれら者の委託を受けた弁護士が、当該被告人の訴訟記録（閲覧及び謄写の申請が承認されたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、閲覧及び謄写を求めた理由が正当でないとも認められる場合及び犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮し、閲覧及び謄写をさせることが相当でないとも認められる場合を除き、申出をした者による閲覧及び謄写をさせるものとする。）

（被害者参加旅費等の支給）
第五條 被害者参加人（刑事訴訟法（昭和三十三年法律百三十一号）第三十三條の二十三條に規定する被害者参加人をいう。以下同じ。）が同法第三十三條の三十四第一項（同条第五項において準用する場合を含む。次条第二項において同じ。）の規定により公判期日又は公判準備に出席した場合は、法務大臣は、当該被害者参加人に対し、旅費、日当及び泊料を支給する。
② 略

（被害者参加旅費等の請求手続）
第六條 被害者参加旅費等の支給を受けようとする被害者参加人は、所定の請求書に法務令で定める被害者参加旅費の算定に必要な資料を添えて、これを、裁判所を経由して、法務大臣に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る被害者等による公判記録の閲覧及び謄写
第四條 第一項及び第二項の規定による訴訟記録の閲覧及び謄写については、
② 略

（被害者参加弁護士選定の請求）
第七條 被害者参加弁護士選定の請求
第一條（一）略
② 前項の規定による請求は、日本司法支援センターに提出し、当該各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書面を提出しなければならない。
③ その資力が基準額を満たさない者、資力及びその内訳を申告する書面
二 前号に掲げる者以外の者、資力及び賠償費等の額並びにこれらの内訳を申告する書面
④ 日本司法支援センターは、第一項の規定による請求があったときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、前項の規定により提出を受けた書面を送付しなければならない。

（費用の徴収）
第七條 被害者参加人が、裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力又は賠償費等の額について虚偽の記載のある第十一條第三項各号に定める書面を提出したときは、十万円以下の過料に処する。
② 略

参加旅費等の額のうちその資料を提出しなかつたため、その被害者参加旅費等の必要が明らかになつた部分の金額を支給を受けることができる。
② 裁判所は、前項の規定により請求書及び資料を受け取つたときは、当該被害者参加人が刑事訴訟法第三百十六條の三四第一項の規定により公判期日又は公判準備に出席したことを明らかにする書面を添えて、これを法務大臣に送付しなければならない。
③ 略

（民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解）
第九條 刑事被告人の被告人と被害者等とは、両者の間において民事上の争い、当該被告人が被害者等に対する争い（合致場面に限る。）について合意成立した場合には、当該被害者事件の係属する第一審裁判所又は控訴裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書の記載を求め申立てをすることができる。
② 前項の合意が被告人の被害者等に対する金銭の支払と内容とする場合において、被告人以外の者が被害者等に対し当該債務

（被害者等に対する通知）
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第一條（一）傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知

（被害者等に対する通知）
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第一條（一）傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知

（被害者等に対する通知）
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第一條（一）傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知

（被害者等に対する通知）
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第一條（一）傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知

有効な改正前規定（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）

（通信の当事者に対する通知）
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第一條（一）傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知
第二條 傍受記録は、傍受記録に記載されている通信の当事者に対し、傍受記録を作成した旨及び次に掲げる通信の当事者に対する通知

有効な改正前規定（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律）

について保護する旨又は連帯して責任を負う旨を約したときは、その者も、同項の申立てとともに、被告人及び被害者等と共同してその旨の公判調書への記載を求める申立てをすることができる。

③ 前二項の規定による申立ては、弁論の終結後に、公判期日に出頭し、当該申立てに係る合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を保持するに足りる事を記載した書面を提出してしなければならない。

④ 第三項又は第二項の規定による申立てに係る合意を公判調書に記載したときは、その記載は、裁判上の同一の効力を有する。

第六節 和解記録

第一〇条(一) 前条第一項若しくは第二項の規定による申立てに基づき公判調書に記載された合意又は利害関係を明示した第三者は、第三章及び刑事訴訟法第四十九条の規定にかかわらず、裁判所書記官に対し、当該公判調書(当該合意及びその合意がされた民事上の争いの目的である権利を特定するに足りる事象が記載された部分に限る)、当該申立てに係る前条第三項の書面その他の当該合意に関する書面、和解記録というの間の若しくは贋写、その正本、贋本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証書の交付を請求することができる。ただし、和解記録の閲覧及び贋写の請求は、和解記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。

- ① 改正より追加
- ② 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは贋写、その正本、贋本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証書の交付については、和解記録に関する裁判所書記官の申立てに基づき、刑事訴訟法(平成八年法律第九号)第二十一条(一例)により、和解記録についての秘密保護のための閲覧の制限の手続については同法第十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項から第八項までの例による等、非電磁的記録及び電磁的記録の閲覧及び贋写に関する第三十三条第三項において「同じ」とあるのは、この間接若しくは贋写又はその正本、贋本若しくは抄本の交付と読み替えるものとする。
- ③ 略
- ④ 改正より追加

第百三十三条第三項	第百三十三条第四項	第百三十三条第五項	第百三十三条第六項	第百三十三条第七項	第百三十三条第八項	第百三十三条第九項	第百三十三条第十項	第百三十三条第十一項
当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

個人特定事項の秘密

第二十一条(一) 裁判所は、刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百九十一條の二第四項の規定による措置第二百九十二条において、起訴状に記載された個人特定事項(同法第二百九十二条の二第一項、同法第二百九十三条の二以下)のうち起訴状抄本等(同法第二百九十二条の二)に規定する事項を記載した抄本(同法第二百九十二条の二)において通知することができ、当該通知を免除する場合であつて、相当と認めるときは、第二十九條及び第三十條に規定する民事上の争いについての刑事訴訟法第三十三條第二項に規定する秘密事項のほか、当該個人特定事項について、決定でその全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において刑事訴訟法第二百九十二条の二の規定による措置等については、前条において、訴因変更等請求書面(同法第二百九十二条の四)に規定する訴因変更等請求書面(同法第二百九十二条の四)において同じ)、被告人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等(同法第二百九十二条の四)に規定する訴因変更等請求書面抄本等(同法第二百九十二条の四)において同じ)に記載がないもの(同法第二百九十二条の四)において、読み替へることを認め、第二百九十二条の五第一項の決定により通知することができるものを除く。第四十八條第一項において同じ)が同法第二百九十二条の二第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認められる場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

① 前項に規定する和解記録の閲覧若しくは贋写、その正本、贋本若しくは抄本の交付又は和解に関する事項の証書の交付については、和解記録に関する裁判所書記官の申立てに基づき、刑事訴訟法(平成八年法律第九号)第二十一条(一例)により、和解記録についての秘密保護のための閲覧の制限の手続については同法第十二条第一項から第八項までの例による。この場合において、同条第一項から第八項までの例による等、非電磁的記録及び電磁的記録の閲覧及び贋写に関する第三十三条第三項において「同じ」とあるのは、この間接若しくは贋写又はその正本、贋本若しくは抄本の交付と読み替えるものとする。

第百三十三条第三項	第百三十三条第四項	第百三十三条第五項	第百三十三条第六項	第百三十三条第七項	第百三十三条第八項	第百三十三条第九項	第百三十三条第十項	第百三十三条第十一項
当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者	当事者
略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略

② 期日の呼び

第一〇条(一) 損害賠償命令の申立てに係る事件(以下「損害賠償命令事件」という)に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該損害賠償命令事件について出頭した者に対する期日の告知その他の相対と認められる方法によつて行う。

② 呼出状の送達及び当該損害賠償命令事件について出頭し者に知する期日の告知以外の方法によつて期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない当事者、証人又は鑑定人に對し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができる。ただし、これらの者が期日の呼出しを受けた旨を記載した

第百十三 条の四第 一	(略)	に係る訴訟記録等の閲覧等	定事項
第百十三 条の四第 二	(略)	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	
第百十三 条の四第 三	(略)	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	
第百十三 条の四第 四	(略)	の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製	

⑤ 第一項の規定があつた場合において、第三十九条第一項規定により訴衷の提起があつたものとみなされるときは、裁判所は、損害賠償命令事件の記録(刑事関係記録を除く)中、当該決定に係る個人特定事が記載され、又は記録されたものであつて、第三十九条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないことを認めないものとする。この場合における第四十条第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第四十六条第五項前段」とする。

④ 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律の規定を準用する。

③ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

② 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

① 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

○刑事確定訴訟記録法

令和八年六月二日附随効な旧規定
改正法令
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七・五・三三九、本則一九九、令和九・三・三一、までに施行)

① 刑事訴訟法第三十二条第一項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

② 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用等に関する法律第三十二条第一項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

③ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

④ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑤ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑥ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑦ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑧ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑨ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑩ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

○刑事確定訴訟記録法

令和八年六月二日附随効な旧規定
改正法令
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律(令和七・五・三三九、本則一九九、令和九・三・三一、までに施行)

① 刑事訴訟法第三十二条第一項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

② 前三項に規定するもののほか、損害賠償命令事件に関する手続の費用等に関する法律第三十二条第一項及び別表第二の一の項の規定により納めるべき手数料の額から損害賠償命令の申立てについて納めた手数料の額を控除した額の手数料を納めなければならない。

③ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

④ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑤ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑥ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑦ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑧ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑨ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

⑩ 損害賠償命令の申立てをした者は、第三十九条第一項第四十三条第四項において準用する場合を含む。第三十九条第四十三条第四項において準用する場合を含むときは、速やかに、民事訴訟

○刑事訴訟費用等に関する法律

有効な改正前規定（刑事訴訟費用等に関する法律 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三法三九 本則一六条 令和八・三・三二までに施行）

（証人等の旅費）

② 鉄道及び船賃は旅行区間の路程に応ずる旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、運賃に等級を設ける等級は船舶による旅行の場合には、運賃に等級を三階級に区分するものについては中級以下で裁判所が相当と認める等級の運賃の等級を二階級に区分するものについては裁判所が相当と認める等級の運賃）急行列車（特別急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五キロメートル以上のものには特別急行列車、普通急行列車又は準急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五十キロメートル以上のものには普通急行列車を運行する線路）並びに裁判所が支給を相当と認める特別車両賃及び特別船室料金を並びに座席指定料金を座席指定料金を徴する普通急行列車を運行する線路のある区間の旅行で片道五キロメートル以上のもの又は座席指定料金を徴する船舶を運行する航路のある区間の旅行の場合の座席指定料金を限る。）によつて、路程は最高裁判所が定める額の範囲内において裁判所が定める額によつて、航空賃は現に支払つた旅客運賃によつて、それぞれ算定する。

（証人等の日当）

② 日当の額は、最高裁判所が定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（証人等の宿泊料）

② 宿泊料の額は、最高裁判所が宿泊地を区分して定める額の範囲内において、裁判所が定める。

（証人等の本邦と外国との間に行ける旅費等の額）

第六条 証人等の本邦（国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五法律第十四号）第二号に規定する法律（昭和三十一年法律第十四号）以下同じ）と外国（本邦以外の領域（海を含む）をいう。）との間に行ける旅費、日当及び宿泊料の額については、前三条に規定する基準を参酌して、裁判所が相当と認める。

（弁護人の旅費、報酬等）

第八条 刑事訴訟法第三十八条第二項の規定により弁護人に支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、第三条から第五条までの規定を準用する。ただし、弁護人が期日に出席し、又は取調若しくは処分にあつた場合に限るものとし、旅費のうち実質の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めることによる。

（略）

○刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法

刑事事件における第三者所有物に関する第三者所有物の没収手続に関する第三者所有物の没収手続に関する応急措置法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三三法三九 本則一五条 令和八・三・三二までに施行）

（適用対象）

第一条 この法律の適用については、被告人以外者に帰属する電磁的記録は、その者に所有に属するものとみなす。

（告知）

第二条 ① 検察官は、公訴を提起した場合において、被告人以外者に属するか第二項の所有に属する物（被告の所有物を含む。以下同じ。）の没収を要と認めるときは、すみやかに、その第二項に対し、書面により、次の事項を告知しなければならない。一七（略）

（略）

③ 検察官は、前二項の規定による告知又は公告をしたときは、これを証明する書面を裁判所に提出しなければならない。

（参加の手続）

第三条 ① 没収されるおそれのある物を所有する第三者は、第一審の裁判があつたときは、略式手続又は交通事件即決裁判手続による裁判があつたときは、正式裁判の請求をすることのできる期間が経過するまでとし、この場合において、正式裁判の請求があつたときは、次に通常第規定による第一審の裁判があるまでとする。以下同じ。）被告事件の係属する裁判所に対し、書面により、被告事件の手続への参加を申し立てることができ、前条第一項又は第二項の規定による告知又は公告があつたときは、告知又は公告があつた日から十四日以内に限り、この裁判所が被告事件を移送した場合において、その裁判所に参加の申立てがあつたときは、申立てを受けた後送付しなければならない。この場合において、この書面を送付されたときは、参加の申立ては、はじりな。被告事件の移送を受けた裁判所に申立てされたものとみなす。

（一・二 改正により追加）

③ 裁判所は、参加の申立てが法令上の方式に違反し、若しくは第一項に規定する期間経過後にされたとき、又は没収すべき物が被告人に所有に属しないことが明らかであるときは、参加の申立てを却却しななければならない。ただし、第一項ただし書の規定に規定する期間内に参加の申立てをしたときは、申入の責めに帰することのできな理由によるものと認めるときは、第一審の裁判があるまで参加を許すことができる。

（略）

⑤ 参加に関する裁判は、申立又は参加人、検察官及び被告人又は弁護人の意見をきき、決定しななければならない。検察官又は申立人若しくは参加人は、参加の申立てを棄する決定又は裁判を許す裁判を取り消す決定（第四項ただし書又は前項後段の規定による決定を除く。）に対し、即時抗告をすることができる。

（略）

（証憑）

第六条 ① 参加人の参加は、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二十号）第三十一条から第三十二条までの規定の適用に影響を及ぼさない。② 裁判所は、刑事訴訟法第三百十号条本文、第三百十六号条又は第三百二十七号の規定により証憑とすることができない書面又は供述をとり調った場合において、参加人その書面又は供述の内容をきき、その権利の保護に必要と認めるときは、これを請求し、その権利の保護に必要と認めるときは、これを取り調べなければならない。参加人に参加前に取り調った証について、参加人がさらにその取調を請求したときも同様とする。

（代理人）

（略）

③ 代理人は、参加人の書面による同意がなければ、参加人の取下げ、正式裁判の請求の取下げ又は上訴の放棄若しくは取下げをすることができない。

④ 刑事訴訟法第三十二条から第三十五条まで及び第四十条の規定は、代理人に準用する。

刑事訴訟法との関係

第二条 第三者の所有に属する物を没収する手続については、この法律に特別の規定があるもののほか、刑事訴訟法による。

（没収の裁判の取消）

第三条 ① ②（略） ③ 第一項の規定による請求が法令上の方式に違反し、若しくは同項に規定する期間経過後にされたとき、請求人がその責めに帰することのできな理由により被告事件の手続において権利を主張することができなかつたとき、又は没収されたとき、又は没

④ 取られた物が請求人の所有に属しないものであったことが明らかであるときは、請求人及び検察官の意見をきき、決定で請求を棄却しなければならない。請求人は、この決定に対し、即時抗告をすることができる。

⑤ 裁判所は、趣意書に含まれた事項について、請求人及び検察官に陳述をさせ、並びに請求人若しくは検察官の申立てにより又は職権で、必要と認められる証拠の取調をしなければならぬ。請求人が公判期日に出頭しない場合においても、その出頭について正当な理由がないと認めるときは、その期日の公判手続を行ない、又は判決の宣告をすることができる。

⑥ 前項の規定にかかわらず、請求に關する裁判手続において、請求人を証人として取り調、又は公判期日における供述に代えて詰問を証拠とし、若しくは公判期日における他の者の供述を内容とする供述を証拠とするのであつて、
⑦ 没収の裁判が取り消されたときは、刑事補償法（昭和十五年法律第二十号）に定める没収の執行による補償の例により、補償を行なう。

○刑事補償法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九 本則七条（令和九・三・三二）まで）に施行

第九の一・第九の三（改正により追加）

補償請求に対する裁判

① 補償の請求があつたときは、裁判所は、検察官及び請求人意見を聞き、決定をしなければならない。決定の謄本は、検察官及び請求人に送達しなければならない。改正後の②③（改正により追加）

○少年法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九 本則五条（令和九・三・三二）まで）に施行

（被審者等による記録の閲覧及び謄写）

第五條の① 裁判所は、第二項第一号又は第二号に掲げる少年に係る保護事件について、第二十一条の決定があつた後、最高裁判所規則の定めるところにより当該保護事件の被害者等、被審者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその所在を重大な故障がある場合における配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該保護事件の記録（家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したものと及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求めると正当でないとして認めるときは、閲覧又は謄写を拒絶し、その理由を正当でないとして認めるときは、その事情を考慮して閲覧又は謄写をさせることが相当でないとして認めるときは、申出をした者にその閲覧又は謄写をさせるものとする。

第五條の四・第五條の五（改正により追加）

（警察官の送致等）

第六條の六① 警察官は、調査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査に係る書類とともに事件を児童相談所長に送致しなければならない。

- 一・二 （略）
- ③ 警察官は、前項の規定により児童相談所長に送致した事件について、児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合において、証拠物があるときは、これを家庭裁判所に送付しなければならない。

（呼出し及び同行）

- ① （略）
- ② 改正により追加

緊急の場合の同行

- ① （略）
- ② （略）
- ③ 改正により追加

（決定の執行）

第六條①④（略）
第十三條の規定は、前二項の同行状に、これを準用する。

（抗告受理の申立て）

第三條の四①（略）
② 前項の規定による申立て、以下、抗告受理の申立てという。は、申立書を原裁判所に差出さなければならない。この場合において、原裁判所は、速やかにこれを高等裁判所に送付しなければならない。

（改正により追加）

- ③ 第三項の決定は、高等裁判所所長が原裁判所から第一項の申立書の送付を受けた日から一週間以内に行なわなければならない。改正後の⑥
- ④ 改正後の④⑤
- ⑤ 第三項の決定は、高等裁判所所長が原裁判所から第一項の申立書の送付を受けた日から一週間以内に行なわなければならない。改正後の⑥

⑥ この場合において、第三十条の規定の適用については、抗告受理の申立ての理由第四項の規定により排除されたもの以外のものを抗告の趣意とみなす。改正後の⑦

（抗告審における国選の添人）

第三條の五① 前条第三項の決定があつた場合において、少年に弁護士である付添人がいないときは、抗告裁判所は、弁護士である付添人を付さなければならない。

- ② （略）

○逃亡犯罪人引渡法

有効な改正前規定（逃亡犯罪人引渡法）

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・情報通信技術の進等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則二一条令（令和七・三・三）に施行

（引渡し）の請求を受けた外務大臣の措置

第六條 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡しを請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、引渡請求書又は務大臣の作成した引渡し請求があつたことを証明する書面（関係書類を添付し）を、行務大臣に送附しなければならない。
一 請求引渡請求に基づき行務大臣に送附したものである場合において、その方式が引渡請求に適合しないと認めるとき
二 請求引渡請求に基づかないで行なわれたものである場合において、請求国から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき

（法務大臣の措置）

第四條 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡しの請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を定なければならない。
① 一四（略）
② 略

（逃亡犯罪人の拘禁）

第五條 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止された場合を除き、東京高等検察庁検事官を、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ定める拘禁許可状により、逃亡犯罪人の拘禁させなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まつた住所を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡しておそれがないと認めるときは、この限りでない。
① 略
② 略

（拘禁許可状）

第六條 拘禁許可状は、逃亡犯罪人の氏名、引渡請求国、請求国の名称、有効期間及びその期間経過後は若東に着手するが、拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の日月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。
① 略
② 略

① 改正により追加
② 改正後の④
③ 改正により追加

第六條（略）

① 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するときは、これを逃亡犯罪人に示さなければならない。
② 検事官により追加
③ 検事官により追加
一 検事官により追加
二 検事官により追加
三 検事官により追加
四 刑罰訴訟法昭和二十一年法律第百三十一号 第十一條、第七十三條第一項、第七十四條及第百二十六條の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。

審査の請求

第八條 東京高等検察庁の検察官は、第四條第一項の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の現在地を判らないう場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に對し、逃亡犯罪人を引き渡すべからざる場合に該当するかどうか、逃亡犯罪人を請求しなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内審査の請求をしなければならない。これに關係書類を添付しなければならない。
① 前項の審査の請求は書面で行い、これに關係書類を添付しなければならない。
② 東京高等検察庁の検察官は、第二項の請求をしたときは、逃亡犯罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。
③ 略
④ 略

第八條の二・第八條の三

改正により追加
改正により追加

第九條

東京高等裁判所の審査は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されたときは、おそくとも拘束を受けた日から一箇月以内に決定をするものとする。
① 略
② 略
③ 略
④ 略

第十條

東京高等裁判所の決定は、前条第一項の規定による審査の結果に基づいて、左右の裁判官の、決定をしなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略

① 前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。（改正後の③）
② 東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、すみやかに、東京高等検察庁の検察官に逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の検察官に提出した関係書類を返還しなければならない。（改正後の④）
③ 略
④ 略

（審査請求命令の取消）

第十一條 外務大臣は、第三條の規定による書面の送付をした後に、請求国から逃亡犯罪人の引渡しの請求を撤回するの通知を受け、又は第四條第二号に該当するに至つたときは、直ちにその旨を法務大臣に通知しなければならない。
① 法務大臣は、前項の命令を受けたとき、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四條第二号に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すものとする。
② 逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。
③ 東京高等検察庁の検察官は、審査の請求を取り消された命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。
④ 略
⑤ 略

（裁判書の謄本の法務大臣への提出）

第十二條 東京高等検察庁検事長は、第十條第三項の規定による裁判書の謄本を東京高等検察庁検事長に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。
① 改正により追加
② 略

（引渡しに関する法務大臣の命令等）

第四條 法務大臣は、第十條第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人の旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命ぜらなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略

（引渡しの規定）

東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、又は第十條第一項第一号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡しの命令がなされたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。
① 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないとして認る旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができない。但し、第十條第一号の場合に關し引渡法の定めがある場において、同条同号に該当する逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めると認る旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

（引渡しに関する措置）

第六條 第十四條第一項の規定による引渡しの命令は、引渡状を送付して行ふ。
① 略
② 略
③ 略
④ 略

① 改正により追加
② 改正により追加
③ 改正により追加
④ 改正により追加
⑤ 改正により追加
⑥ 改正により追加

第七條

東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受け、又は停止された場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又は停止された場合を除き、逃亡犯罪人を拘禁し、引渡状を交付し、逃亡犯罪人の引渡しを指揮しなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略

第七條

東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受け、又は停止された場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又は停止された場合を除き、逃亡犯罪人を拘禁し、引渡状を交付し、逃亡犯罪人の引渡しを指揮しなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略

第八條

法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第六項の決定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡す（場所）に拘束した及び引渡しの期限を通知しなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略

第九條

東京高等検察庁の長は、請求国からの逃亡犯罪人の引渡しの請求を受けたときは、請求国に該国の官憲が受領許可状を交付して逃亡犯罪人の引渡しを求められるときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略

第十條

東京高等検察庁の長は、請求国からの逃亡犯罪人の引渡しの請求を受けたときは、請求国に該国の官憲が受領許可状を交付して逃亡犯罪人の引渡しを求められるときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。
① 略
② 略
③ 略
④ 略
⑤ 略
⑥ 略

有効な改正前規定（少年院法 少年鑑別所法）

とあるのは「受入受刑者」と、同法第二十条中「前条第一項」とあるのは「国際受刑者移送法第三十九条第四項の規定により準用される逃亡犯罪人引渡法第二十条第一項」と、「逃亡犯罪人」とあるのは「受入受刑者」と読み替えるものとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律整理法
中経過規定（令和四・六・七法六八）

⑦（任意書略）
第四九一条（略）

略	刑名	第四百七（略）	略
		第十四条	
略	刑名	第四百八	略
		第十七条	
略	刑名	第四百九	略
		第五二（略）	
略	刑名	第四百七（略）	略
		第十四条	
略	刑名	第四百八	略
		第十七条	
略	刑名	第四百九	略
		第五二（略）	
略	刑名	第四百七（略）	略
		第十四条	
略	刑名	第四百八	略
		第十七条	
略	刑名	第四百九	略
		第五二（略）	

○少年院法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三条（令和九・三・三二までに施行）

④（改正により追加）

③（略）

②（略）

①（略）

（保護処分在院者の出院）

第四〇条（任意書略）

一・二（略）

三 前二号に掲げる場合以外の場合 出院の根拠となる文書が少年院に到達した時から七時間以内

○少年鑑別所法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則三条（令和九・三・三二までに施行）

③（略）

②（略）

①（略）

（家庭裁判所等の求めによる鑑別等）

第七一条（略）

少年鑑別所の長は、前項の規定による鑑別を終えたときは、速やかに、書面で、鑑別を求めた者に対し、鑑別の結果を通知するものとする。

○更生保護法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
 - ・情報通信技術の進歩等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二）法三九（本則三）令和八・三・三までに施行
 - ・更生保護制度の充実を図るための保護司法法等の一部を改正する法律（令和七・二・一〇）法八二（本則二）令和八・二・九までに施行

（国の責務等）

- ① 国は、前条の目的の実現に資する活動であつて民間の団体又は個人により自発的に行われるのを促進し、これら者と連携協力のとともに、更生保護に対する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。
- ② 地方公共団体は、前項の活動が地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、これに対して必要の協力を行うことができる。

（委員長の任期）

- ① 委員長及び委員の任期は、三年とする。ただし、補充の委員長又は委員の任期は、前者の残存期間とする。改正前規定
- ② 改正により追加

（委員長）

- ① 委員長は、更生保護の業務に必要と認められる者の中から、国が任命する。改正前規定
- ② 委員長の職務は、更生保護の業務に必要と認められる者の中から、国が任命する。改正前規定
- ③ 委員長の職務は、更生保護の業務に必要と認められる者の中から、国が任命する。改正前規定
- ④ 委員長の職務は、更生保護の業務に必要と認められる者の中から、国が任命する。改正前規定
- ⑤ 委員長の職務は、更生保護の業務に必要と認められる者の中から、国が任命する。改正前規定

（委員の任期）

- ① 委員の任期は、三年とする。

（保護司）

- ① 保護司は、保護観察官が十分でないところを補い、地方委員会又は保護観察所の長の指揮監督を受けて、保護司法

（昭和十五年法律第二百四号）の定めるところに従い、それぞれ地方委員会又は保護観察所の所掌事務に従事するものとする。

（刑務施設等收容中の者の不期刑の終の処分）

- ① 第四十四条（略）
- ② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、速やかに、その対象とされた者を取容させている刑務施設内又は少年院の長に対し、その旨を書面で行うとともに、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。
- ③ 略
- ④ 改正により追加

（少年院法第二十四条第一項第三号又は第六十四条第一項第三号の保護司法官の執行のため少年院等收容中の者の退舎を許す処分）

- ① 第六十四条（略）
- ② 地方委員会は、前項の決定をしたときは、当該決定を受けた者に対し、当該決定をした旨の証明書を交付しなければならない。

（山頭の命等及び引致）

- ① 第七十三条第一項前段及び第三項、第七十四条並びに第七十六条第一項本文及び第三項の規定（勾引に規定する部に限る。）は、第二項又は第三項引致状及びこれらに関する保護観察報告書の引致に適用する。この場合において、同法第六十四条第一項中「罪名、公訴事実の要旨」とあり、同法第七十二条第一項中「公訴事実の要旨及び弁護人を委任することができる旨並びに貧困その他の事由により弁護人を委任することができる旨」とあるのは、引致の理由と、同法第七十四条第一項中「裁判長又は受命裁判官」とあるのは、「裁判官」と、同法第七十四條中「刑事施設」とあるのは、「刑事施設又は少年鑑別所」と、同法第七十六条第三項中「告知及び前項の告知」とあるのは「告知」と、同法第七十六条第四項中「告知及び前項の告知」とあるのは「地方更生保護委員会が引致した場合においては委員又は保護観察官、保護観察所の長が引致した場合においては保護観察官」と読み替へるものとする。

（保護観察のための調査）

- ① 第六十四条（略）
- ② 略
- ③ 略
- ④ 改正により追加

第七八条の三 改正により追加

（検査官の申出）

第七九条 保護観察所の長は、保護観察執行執行猶予者について、刑法第二十六條の第二号又は第二十七條の五第二号の規定により刑執行猶予の言渡しを定り消すことと認めるときは、刑事訴訟法第三百四十九條第一項に規定する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所に対応する検査官の検査官に対し、書面であつて、同条第二項に規定する申出をしなければならない。

（保護観察の実施方法）

第八一条の二 刑法第二十五條の第二項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察に付された保護観察執行執行猶予者（以下「再保護観察執行執行猶予者」という。）に対する保護観察は、当該再保護観察執行執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まへ、当該犯罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならない。

（準用）

第八十二条 第六十一条第一項の規定は、第八十二条第一項、第八十三条及び前条第一項の規定による措置について適用する。

第八六条の二（略）

① 保護観察所の長は、更生緊急保護を行う必要があるか否かを判断する当たっては、その申出をした者の刑事上の手続に關与した検査官又はその者が取容された刑務施設（受刑場）に留置された者については、当該留置者が附置された刑務施設に長期若しくは少年院の長の意見を取らなければならない。ただし、仮釈放の期間の満了について前条第一項第一号に該した者又は仮退院の終了により同第九号に該した者については、この限りでない。

（更生緊急保護の開始等）

- ① 略
- ② 略
- ③ 略

○更生保護事業法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

- 改正法令一覧
 - ・更生保護制度の充実を図るための保護司法法等の一部を改正する法律（令和七・二・一〇）法八二（本則二）令和八・二・九までに施行

（定義）

- ① 保護観察に付されている者
- ② 拘留（略）
- ③ 二拘禁刑につき刑の全部の執行を受け、刑執行上の手続に係る身体拘束を解かれた者（第一号に該当する者を除く。次号及び第五号において同じ）
- ④ 少年院から退院し、又は仮退院を許された者（第一号に該当する者を除く）
- ⑤ 略

（国の措置等）

- ① 国は、更生保護事業が保護観察、更生緊急保護その他の国の責任において改善更生の措置を円滑かつ効果的に実施する上で重要な機能果たすのであることにかんがみ、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るための措置を講ずるものとする。
- ② 地方公共団体は、更生保護事業が犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け、これにより犯罪を防止し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものであることにかんがみ、その地域において行われる更生保護事業に対して必要の協力を行うことができる。

（略）

第六一条の三 改正により追加

- ① 略
- ② 略
- ③ 略

（保護観察のための調査）

- ① 第六十四条（略）
- ② 略
- ③ 略
- ④ 改正により追加

有効な改正前規定（更生保護法） 更生保護事業法

有効な改正前規定（保護司法

○保護司法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律（令和七・二・一〇法八二）本則一条（令和八・一・二・九まで）施行

（保護司の使命）
第二条 保護司は、社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓蒙に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする。

（推薦及び委嘱）
第三条① 保護司は、左の各号に掲げるすべての条件を具備する者のうちから、法務大臣が委嘱する。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
新三 改正より追加
三・四（略）改正後の四・五

④ 略
⑤ 改正により追加

第七条 削除 改正により廃止された

（任期）
第七条 保護司の任期は、二年とする。但し、再任を妨げない。
（改正後の第六条）

（職務の執行区域）
第八条 保護司は、その置かれた保護区の区域内において、職務を行うものとする。但し、地方更生保護委員会又は保護観察所の長から特に命ぜられたときは、この限りでない。（改正後の①）

② 改正により追加
（改正後の第七条）

（職務の遂行）
第八条の二（修正略）

第一 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯

恩赦法）

罪の予防を図るための啓蒙及び宣伝の活動
二 犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力
三 犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力 改正により削られた
四 その他犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助け又は犯罪の予防を図ることに資する活動で法務省令で定めるもの（改正後の三）
（改正後の第八条）

第二〇条 削除 改正により削られた

第二条 改正後の第二〇条 第一条

（保護司会）
第三条①（略）

②（修正略）

一 第八条の二に規定する計画の策定その他保護司の職務に関する連絡及び調整
新四・五 改正より追加

四 その他保護司の職務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの（改正後の二）
（改正後の第二条）

（保護司会連合会）
第四条①（略）

②（修正略）

③（修正略）

④（修正略）

⑤（修正略）

新四（改正により追加）
四 その他保護司の職務又は保護司会の任務の円滑かつ効果的な遂行を図るために必要な事項で法務省令で定めるもの（改正後の五）
（改正後の第三条）

新四（改正により追加）
新第四条（改正により追加）

新第一六条（改正により追加）
第一六条（略）改正後の第一七条

（地方公共団体の協力）
第七条 地方公共団体は、保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動が、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに犯罪を予防し、地域社会の安全及び住民福祉の向上に寄与するものにかんがみ、その地域において行われる保護司、保護司会及び保護司会連合会の活動に対して必要な協力をすることができる。（改正後の①）

（改正後の①）

○恩赦法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二三法三九）附則一三条（令和八・三・三二まで）施行

第四条【判決原本への付記】大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除又は復権があつたときは、検察官は、判決の原本にその旨を附記しなければならない。
一・二（改正により追加）

② 改正により追加
（改正後の第一八条）

第一九条 第二〇条（改正により追加）

第八条（略）改正後の第二条

公益通報者保護法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和七・六・二）
法六二（本則）（令和八・二・一施行）

改正目的

第一条 この法律は、公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に資する法の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会全体の健全な発展に資することを目的とする。

定義

第二条 この法律において「公益通報」とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、当該各号に定める事業者、法人その他の団体及び事業を行う個人をい。以下同じ。以下「役務提供者」という。又は当該役務提供者に従事する場合におけるその役員、法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で法令、法律及び法に基づき任命をい。以下同じ。の定に基づき法人の経営に従事している者。会計監査人を除くをい。以下同じ。の定に基づき役員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供者先しくは当該役務提供者があらかじめ定められた（以下「役務提供先等」とい）権力の行使に当たって行なう行為をい。以下同じ。若しくは報告等（報告その他処分）に当たらない行為をい。以下同じ。とする権限を有する行政機関若しくは行政機関があらかじめ定められた（次条第二号及び第六条第一号において「行政機関等」とい）又はその者に対して当該通報事項を通報するに必要である発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者。当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。に通報することをい。

派遣労働者

第三条 派遣労働者、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十号）第四十四条において「労働者派遣法」とい。以下「派遣法」とい。

有効な改正前規定（公益通報者保護法）

定する派遣労働者をいう。以下同じ。又は派遣労働者であった者。当該派遣労働者又は派遣労働者であった者に係る労働者派遣法第二号に規定する労働者派遣をい。第四条及び第五條第二項において同じ。の役務の提供を受け、又は当該通報の日前一年以内で受けていた事業者

第三（改正により追加）
三（改正により追加）
三（改正により追加）
三（改正により追加）
三（改正により追加）

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反を行うことが前号に掲げる事実となる場合における当該処分を理由として行なう事実、当該処分を理由として行なう事実が同表に掲げる法律の規定に基づく処分を違反し、又は他号等に従わぬ事実である場合における当該処分の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。

第一章 公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等

第三条 労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者、当該労働者を自ら使用する場合に限る。第九条において同じ。が行った解雇は、無効とする。以下同じ。の定に基づき任命をい。以下同じ。の定に基づき役員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供者先しくは当該役務提供者があらかじめ定められた（以下「役務提供先等」とい）権力の行使に当たって行なう行為をい。以下同じ。若しくは報告等（報告その他処分）に当たらない行為をい。以下同じ。とする権限を有する行政機関若しくは行政機関があらかじめ定められた（次条第二号及び第六条第一号において「行政機関等」とい）又はその者に対して当該通報事項を通報するに必要である発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者。当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。に通報することをい。

第二章 公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効及び不利益な取扱いの禁止等

第三条 労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者、当該労働者を自ら使用する場合に限る。第九条において同じ。が行った解雇は、無効とする。以下同じ。の定に基づき任命をい。以下同じ。の定に基づき役員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供者先しくは当該役務提供者があらかじめ定められた（以下「役務提供先等」とい）権力の行使に当たって行なう行為をい。以下同じ。若しくは報告等（報告その他処分）に当たらない行為をい。以下同じ。とする権限を有する行政機関若しくは行政機関があらかじめ定められた（次条第二号及び第六条第一号において「行政機関等」とい）又はその者に対して当該通報事項を通報するに必要である発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者。当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。に通報することをい。

第三章 労働者派遣契約の解除の無効

第四条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第四章 労働者派遣契約の解除の無効

第五条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第五章 労働者派遣契約の解除の無効

第六条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第六章 労働者派遣契約の解除の無効

第七条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

係る労働者派遣の役務の提供を受けたものに限る。以下この条及び次条第二項において同じ。の指命令の下に労働者派遣労働者である公益通報者が前条第一号に定める公益通報をしたことを理由として、前条第一項第二号に定める事業者と労働者派遣契約（労働者派遣法第二十一条第一項に規定する労働者派遣契約をい）の解除は、無効とする。

第五（改正により追加）
第五（改正により追加）
第五（改正により追加）
第五（改正により追加）

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反を行うことが前号に掲げる事実となる場合における当該処分を理由として行なう事実、当該処分を理由として行なう事実が同表に掲げる法律の規定に基づく処分を違反し、又は他号等に従わぬ事実である場合における当該処分の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。

第三章 労働者派遣契約の解除の無効

第三条 労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者、当該労働者を自ら使用する場合に限る。第九条において同じ。が行った解雇は、無効とする。以下同じ。の定に基づき任命をい。以下同じ。の定に基づき役員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供者先しくは当該役務提供者があらかじめ定められた（以下「役務提供先等」とい）権力の行使に当たって行なう行為をい。以下同じ。若しくは報告等（報告その他処分）に当たらない行為をい。以下同じ。とする権限を有する行政機関若しくは行政機関があらかじめ定められた（次条第二号及び第六条第一号において「行政機関等」とい）又はその者に対して当該通報事項を通報するに必要である発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者。当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。に通報することをい。

第四章 労働者派遣契約の解除の無効

第四条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第五章 労働者派遣契約の解除の無効

第五条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第六章 労働者派遣契約の解除の無効

第六条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第七章 労働者派遣契約の解除の無効

第七条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第八章 労働者派遣契約の解除の無効

第八条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

④ 第六条の規定は、通報対象事実に係る通報をしたことを理由として、前条第一項第一号に定める事業者から役員を解任された者が当該事業者に対して解任にまつて生じた損害の賠償を請求することができる旨の他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

（一般職の国家公務員等に対する取扱い）
第九条 この法律において「公益通報」として用いられる「公益通報者」とは、公益通報者保護法第二号に定める事業者、法人その他の団体及び事業を行う個人をい。以下同じ。の定に基づき任命をい。以下同じ。の定に基づき役員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供者先しくは当該役務提供者があらかじめ定められた（以下「役務提供先等」とい）権力の行使に当たって行なう行為をい。以下同じ。若しくは報告等（報告その他処分）に当たらない行為をい。以下同じ。とする権限を有する行政機関若しくは行政機関があらかじめ定められた（次条第二号及び第六条第一号において「行政機関等」とい）又はその者に対して当該通報事項を通報するに必要である発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者。当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。に通報することをい。

二 別表に掲げる法律の規定に基づく処分違反を行うことが前号に掲げる事実となる場合における当該処分を理由として行なう事実、当該処分を理由として行なう事実が同表に掲げる法律の規定に基づく処分を違反し、又は他号等に従わぬ事実である場合における当該処分の処分又は勧告等の理由とされている事実を含む。

第三章 労働者派遣契約の解除の無効

第三条 労働者である公益通報者が次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定める公益通報をしたことを理由として前条第一項第一号に定める事業者、当該労働者を自ら使用する場合に限る。第九条において同じ。が行った解雇は、無効とする。以下同じ。の定に基づき任命をい。以下同じ。の定に基づき役員、代理人その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該役務提供者先しくは当該役務提供者があらかじめ定められた（以下「役務提供先等」とい）権力の行使に当たって行なう行為をい。以下同じ。若しくは報告等（報告その他処分）に当たらない行為をい。以下同じ。とする権限を有する行政機関若しくは行政機関があらかじめ定められた（次条第二号及び第六条第一号において「行政機関等」とい）又はその者に対して当該通報事項を通報するに必要である発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者。当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含む。当該役務提供先の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。次条第三号及び第六条第三号において同じ。に通報することをい。

第四章 労働者派遣契約の解除の無効

第四条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第五章 労働者派遣契約の解除の無効

第五条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第六章 労働者派遣契約の解除の無効

第六条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第七章 労働者派遣契約の解除の無効

第七条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

第八章 労働者派遣契約の解除の無効

第八条 労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効
労働者派遣契約の解除の無効

④ 略
⑤ 第二十條から第二十七條までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第二十條から第二十三條まで及び第二十二條中「委員会は」とあるのは「調停員は」と、第二十一條中「当該委員会が置かれる都道府県労働局」とあるのは「当該調停員を指した地方運輸局長（運輸監理部長を含む）」と置かれる地方運輸局長（運輸監理部長を含む）」と、第十六條中「当該委員会に係属している」とあるのは「当該調停員が取り扱っている」と、第二十七條中「この節」とあるのは「第二十一條第三項から第五項まで」と、調停」とあるのは「協議及び調停」と、厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えらるるものとする。
(改正後の第二十七條)

○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
令和八年六月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一法三三附則一五條（令和八・一〇・一施行））

第五條の六 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第十三号）第十九條から第十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九條第一項中「前条第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十二條の五第五項」と、同法第二十條中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一條第一項中「第八條第一項」とあるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第五十一條の三」と読み替へるものとする。

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

附則
令和十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務
令和十八年三月三十一日までの間は、第十條の二（並びに）とあるのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成十七年法律第六十四号）第八條第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十條の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

附則
令和十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務
令和十八年三月三十一日までの間は、第十條の二（並びに）とあるのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成十七年法律第六十四号）第八條第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十條の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

附則
令和十八年三月三十一日までの間の男女雇用機会均等推進者の業務
令和十八年三月三十一日までの間は、第十條の二（並びに）とあるのは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成十七年法律第六十四号）第八條第一項に規定する一般事業主行動計画に基づく取組及び同法第二十條の規定による情報の公表の推進のための措置並びに」とする。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
令和八年六月二日以降有効な旧規定
改正法令一覽
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一法三三附則一四條（令和八・一〇・一施行））

第一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、当該一般事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画で定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第十三号）第十三條の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第十九條に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることを認定を行うことができる。

第二條 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該取組主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施し、当該一般事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画で定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第十三号）第十三條の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第十九條に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることを認定を行うことができる。

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

○短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律
令和八年六月一日以降有効な旧規定
改正法令一覽
労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一法三三附則一四條（令和八・一〇・一施行））

第二條 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第十三号）第十九條から第十六条までの規定は、前条第一項の調停の手続について準用する。この場合において、同法第十九條第一項中「前条第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二十五條第一項」と、同法第二十條中「事業場」とあるのは「事業所」と、同法第二十一條第一項中「第八條第一項」とあるのは「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十三條」と読み替へるものとする。

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

第三條 第一章第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。改正後の第三九條

第六條の二（略）
第六條の三（略）

有効な改正前規定（育児介護休業法 女性の職業生活における活躍推進法 短時間労働者・有期雇用労働者雇用管理改善法）

第九案の三の二(一)(二) (略)

③ 脱退一時金の額は、基準月(請求の日の属する月の前月までの第一号被保険者としての被保険者期間に係る保険料納付期間、保険料四分の一免除期間、保険料半額免除期間又は保険料四分の三免除期間のうち請求の日の前日までに当該期間の月の保険料として納付された保険料に係る月のうち直近の月(いう)の属する年度における保険料の額)の二分の一を乗じて得た額に保険料納付済期間等の月数に応じて政令で定める数を乗じて得た額とする。

④ (略)

○確定拠出年金法

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等法律(令和七・六・二〇)法七四本則二九条(令和八・一二・一施行)

① 資産管理契約の締結

第八案(一) 事業主は、政令で定めるところにより、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)について、次の各号のいずれかに掲げる契約を締結しなければならない。

② (略)

③ 脱退一時金相当額等の移換

第五四条の二(一) 企業型年金の資産管理機関は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等(確定給付企業年金の脱退一時金相当額、確定給付企業年金法第八十一条の二第二項に規定する脱退一時金相当額をいう)又は企業年金連合会の積立金をいう(をいう、以下同じ)の移換を受けることができる。

④ (略)

(個人型年金加入者)

第六一条(一) (杜書略)

二 国民年金法第七十七条第一号に規定する第一号被保険者(企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者その他政令で定める者(第四項第六号において「企業型掛金拠出者等」という。)を除く。)

三(四) (略)

五(改正により追加)

(杜書略)

二 国民年金法又は厚生年金保険法による老齢を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であつて政令で定めるものの受給権を有する者

③ (略)

④ 個人型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至つた日(第一号に該当するに至つたときは、その翌日)とし、第四号に該当するに至つたときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とし、第六号(企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に限る)に該当するに至つた

⑤ (略)

⑥ (略)

ときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

有効な改正前規定(確定拠出年金法)

ときは、企業型年金加入者掛金を拠出した月の初日とする)に、個人型年金加入者の資格を喪失する。

① (略)

二 国民年金の被保険者の資格を喪失したとき(前号に掲げる場合を除く。)

新三(改正により追加)

三六(略、改正後の四七)

新八(改正により追加)

八 第二項第三号に掲げる者となつたとき(改正後の十一)

⑤ 個人型年金加入者の資格を取得した月にその資格を喪失した者はその資格を取得した日に遡つて、個人型年金加入者でなかつたものとみなす。

⑥ (略)

(個人型年金運用指図者)

第六四条(一) 第六十二条第四項各号(第一号及び第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたことにより個人型年金加入者の資格を喪失した者(個人型年金に個人別管理資産がある者に限る)は、個人型年金運用指図者とする。

② (略)

⑤ 第六十二条第五項の規定は個人型年金運用指図者の資格について、前条の規定は個人型年金運用指図者期間を計算する場合について準用する。

⑥ (略)

(拠出限度額)

第六九条 一年間の個人型年金加入者掛金の額(中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあつては、個人型年金加入者掛金の額と中小事業主掛金の額との合計額。以下この条において同じ)の総額は、拠出限度額(二)の合計額に拠出することができる個人型年金加入者掛金の額の総額の上限として、個人型年金加入者の種別(第一号加入者(個人型年金加入者であつて、第十二条第一項第一号に掲げるものをいう)、第二号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第二号に掲げるものをいう)、第三号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第三号に掲げるものをいう)又は第四号加入者(個人型年金加入者であつて、同項第四号に掲げるものをいう)の区別をいう)、国民年金基金の額、企業型年金加入者等が確定給付企業年金の加入者の資格の有無、事業主掛金の額等を勘案して政令で定める額をいう)を超えてはならない。

(個人型年金加入者掛金の納付)

第七〇条(一) (略)

② 第二号加入者は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の納付をその使用される厚生年金適用事業所の事業主を介して行うことができる。

③ (略)

④ (略)

(個人型年金加入者掛金の源泉控除)

第七一条(一) 第七十条第二項の規定により個人型年金加入者掛金の納付を行う厚生年金運用事業所の事業主は、第二号加入者に対して通貨をもつて給付を支払う場合においては、個人型年金加入者掛金を給付から控除することができる。

② 厚生年金運用事業所の事業主は、前項の規定によつて個人型年金加入者掛金を控除したときは、個人型年金加入者掛金控除に關する計算書を作成し、その控除額を第二号加入者に通知しなければならない。

(脱退一時金相当額等又は残余財産の移換)

第七四条の二(一) 連合会は、政令で定めるところにより、脱退一時金相当額等又は残余財産(確定給付企業年金法第八十九条第六項に規定する残余財産をいう、以下同じ)の移換を受けることができる。

② (略)

有効な改正前規定（社会保険労務士法（社会保険労務士法 児童福祉法））

○社会保険労務士法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・労働法の総合的・推進並に労働者の雇用の安定及職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七・六・一法三六）（附則二条（令和八・〇・一施行））

（社会保険労務士の業務）

第一条（任用略）

- 一 一 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成一三年法律百十二号）第六条第一項の紛争調整委員会における同法第三十条第一項のあっせんの手続き並びに審判の雇用の促進等に関する法律（昭和十五年法律百十三号）第七十四号の七第七項 労働法の総合的・推進並に労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十二年法律百三十三号）第三十条の六第六項 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十三号）第十八条第一項 労働者派遣法（昭和六十一年法律第八十八号）第四十七条の第二項 育児休業法（育児休業等見又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第五十二条の五）及び短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第十五条第一項の調停の手続について、紛争当事者を代理すると。
- 二 一 一三〇（略）
- 三 一 一五三（略）

○児童福祉法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・核設置者及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止のための措置に関する法律（令和六・六・二六法九）（附則八条（令和八・二・二五で施行））
・児童福祉法の一部を改正する法律（令七・四・二五法二九）（本則案（令和八・〇・一施行））

第二条（児童相談所）

① ⑥（略）
⑦ ⑧（改正後の⑧）

第十九条の九 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

①（略）
②（略）
③（略）
④ 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さず、その消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さず、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さない場合において、当該通知が、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さず、その消しの日から起算して五年を経過しないものを含む）であるときは、当該通知の日から起算して五年を経過しないものを含む）であるとき、当該取消の旨を当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消の旨を当該取消の理由としない旨及び当該当事者に関する当該指定小児慢性特定疾病医療機関開設者が有している責任の程度を考慮して、その署名に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととする旨を記載する旨を認られるものと認られるものとし、厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第二条の五の三 勸告 措置命令

①（柱書略）
②（略）
③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第二条の五の四 指定の取消し等

①（柱書略）
②（略）
③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第四条の一 設置者の責務

① ③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第二条の五の八 指定障害児通所支援事業者の責務

① ③（略）
④（改正により追加）

第十九条の九 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定

①（略）
②（略）
③（略）
④ 申請者が、第十九条の十八の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さず、その消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さず、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さない場合において、当該通知が、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消さず、その消しの日から起算して五年を経過しないものを含む）であるときは、当該通知の日から起算して五年を経過しないものを含む）であるとき、当該取消の旨を当該取消の理由としない旨及び当該当事者に関する当該指定小児慢性特定疾病医療機関開設者が有している責任の程度を考慮して、その署名に規定する指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しに該当しないこととする旨を記載する旨を認られるものと認られるものとし、厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第二条の五の三 勸告 措置命令

①（柱書略）
②（略）
③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第二条の五の四 指定の取消し等

①（柱書略）
②（略）
③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第四条の一 設置者の責務

① ③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第三条の二 一時保護

①（略）
②（略）
③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

第二章 事業、養育里親及び養子縁組里親並びに施設

①（略）
②（略）
③（略）
④（略）
⑤（改正により追加）

⑩ 児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第十四条各号に掲げる措置を採るに至るまで、保護延長者（児童以外の満二十歳に満たない者）のうち、第三十一条第二項から第四項までの規定による措置が採られていない者（以下この項及び次項において同じ）の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑪ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑫ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑬ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑭ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑮ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑯ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑰ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑱ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑲ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

⑳ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

㉑ 都道府県庁所在地は、特に必要があると認めるときは、第三十一条第四項の規定による措置を採るに至るまで、保護延長者の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は保護延長者の心身の状況その置かれている環境その他の状況を確認するため、保護延長者の一時保護を行い、又はは適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

い、相談、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問はず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者以上の上の支配を有するものを認めることを含む。ホにおいて上の支配を有するものを管理する者その他の政令で定める使用人、以下この号及び第十五条第五項第四号において、役員等」というものが古くは当該取消の日から起して五年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法で定める場合においては、当該認可があつた日前六十日以内に当該事業を行う者の管理者であつて当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。ただし、当該認可の取消しが、家庭内保育事業又は乳児等通園支援事業の認可の取消しのうち当該取消しの処分理由となつた事実及び当該事業の発生を防止するための当該家庭内保育事業の整備に乳児等通園支援事業を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該家庭内保育事業又は乳児等通園支援事業を行う者が有した責任の程度を考慮して、二本文中規定する者が取消しに該当しないこととすることが相当であることと認められるものとして内閣府令で定めるものとする場合を除く。

⑦ (改正により追加)

第四十六条(立入検査等) ① 都道府県知事は、第四十五条第一号及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童福祉施設に関する事務に従事する職員に、関係者に対し質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他のものを検査することができる。

② 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、改善を勧告し、又はその施設の設置者若しくは報告に従わずかつ、児童福祉に有害である認めるときは、必要な改善を命ずることができる。

③ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

④ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達せずかつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑤ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑥ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑦ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑧ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑨ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑩ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑪ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑫ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑬ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑭ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑮ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑯ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑰ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑱ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑲ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

⑳ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

㉑ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

㉒ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

㉓ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

㉔ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

㉕ 都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準を達しないときは、その施設を設置者に対し、認められるときは、都道府県児童福祉委員の意見を聴き、その施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずることができる。

○児童虐待の防止等に関する法律

令和八年六月二日降有效な旧規定

改正法令一覧

・児童福祉法等の一部を改正する法律 令和七・四・二五二

・本則五令 令和八・〇・施行

・通告又は送致を受けた場合の措置

・児童虐待を受けた保護者に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

・児童虐待を受けた児童に対する措置等

項において同じ)が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引致した場合には再び児童虐待が行われるおそれがある保護者であるにもかかわらず、当該児童が当該児童の引致を求めるとき、当該保護者が前条第一項の規定による制限にないときその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意見反これを継続することが困難であると認めるときは、児童相談所長は、次項の報告を行うに至るまで、同法第三十三条第一項の規定により報告を行うべきである。又は当該児童を委託して、当該児童を引致することができる。

② 都道府県知事は、児童相談所長は、児童福祉法第三十二条第一項の規定により、児童虐待を受けた児童について一時保護を行っているとき、又は当該児童を委託して、一時保護を行っている場合(前条第一項の一時保護を行っている場合を除く)において、当該児童について施設入所等の措置を要するるときであつて、当該児童虐待を行った保護者が当該児童を引致した場合には再び児童虐待を行ったおそれがあるとき、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限を求めるとき、当該保護者が第十二条第一項の規定による制限に従わないときその他の事情から当該児童について施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意見反これを速やかに、同法第三十六条第一項の規定に基づき、都道府県知事は、第十二条第一項の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事に報告しなければならない。

③ 施設入所等の措置の解除等

第三十一条(略)

④ 施設入所等の措置の解除等

第三十二条(略)

⑤ 施設入所等の措置の解除等

第三十三条(略)

⑥ 施設入所等の措置の解除等

第三十四条(略)

⑦ 施設入所等の措置の解除等

第三十五条(略)

⑧ 施設入所等の措置の解除等

第三十六条(略)

⑨ 施設入所等の措置の解除等

第三十七条(略)

⑩ 施設入所等の措置の解除等

第三十八条(略)

⑪ 施設入所等の措置の解除等

第三十九条(略)

⑫ 施設入所等の措置の解除等

第四十条(略)

⑬ 施設入所等の措置の解除等

第四十一条(略)

⑭ 施設入所等の措置の解除等

第四十二条(略)

⑮ 施設入所等の措置の解除等

第四十三条(略)

⑯ 施設入所等の措置の解除等

第二十一条(略) 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第十八条の規定によるものを除く、以下この

有効な改正前規定 (児童虐待の防止等に関する法律)

第四十四条(略) 施設設備、運営の基準 (一) (略)

第四十五条(略) 改正により追加

第四十六条(略) 改正により追加

第四十七条(略) 改正により追加

第四十八条(略) 改正により追加

第四十九条(略) 改正により追加

第五十条(略) 改正により追加

第五十一条(略) 改正により追加

第五十二条(略) 改正により追加

第五十三条(略) 改正により追加

第五十四条(略) 改正により追加

な支援を行うものとする。

有効な改正前規定（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和六・六・二六法六九 附則九条（令和八・一二・二五施行））

第五条 削除（改正により削られた）

第六条 略、改正後の第五条

新第六条 （改正により追加）

第七条①（住書略）

六 その他第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設設置者がこの法律、学校教育法、児童福祉法、私立学校法、社会福祉法若しくは私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき

②③ 略

⑥ 第二條及び運管の基準

第三條①⑤ 略

⑥ （改正により追加）

第①〇条（改善勧告及び改善命令）

第①〇条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反したときは、当該設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は当該設置者がその勧告に従わず、かつ、園児の教育上又は保育上有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。

第二條停止命令

第二條①（住書略）

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められると

二・三 略

②（認可の取消）

第三條① 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分（違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。）

② 略

○医療法

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・医療法等の一部を改正する法律（令和七・二・二）法八七（本則）条（令和八・一・〇）二施行

第二〇条の二（情報提供の求め）① 厚生労働大臣は、前条第二項第二号又は第六号に掲げる事項を定め、又はこれを変更するために必要があると認めるときは、都道府県知事又は第三十条の十三第二項に規定する病床機能報告対象病院等の開者若しくは管理者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同項の規定による報告の内容その他の必要な情報の提供を求めることができる。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

前報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三）法三九（本則）七条（令和八・三・三）までに施行

（精神保健審判員）
第六条〇 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

（精神保健委員）
第十五条〇 精神保健委員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、地方裁判所が毎年あらかじめ選任したもの中から、処遇事件ごとに裁判所が指定する。

（資料提供の求め）
第三条 保護観察所の長は、第十九条各号に掲げる事務を行うに必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、当該対象者の身上に関する事項を記載した書面第三十七条第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（同行状の執行）
第八条〇（一） 略
（二） 略
（三） 略
（四） 同行状を執行するには、これを当該対象者に示した上、できる限り速やかにかつ直接、指定された裁判所その他の場所へ引致しなければならぬ。ただし、やむを得ない事由があるときは、病院、救護施設、警察署その他の精神障害者を保護するのに適当な場所に、保護することができる。

一・二 改正により追加
⑤ 同行状を所持しないためこれを示すことができない場において、急遽を要するときは、前項の規定にかかわらず、当該対象者に対し同行状が発せられている旨を告げて、その執行を受けることができる。ただし、同行状はできる限り速やかに引き上げなければならない。

（記録の閲覧又は謄写）
第三条 ① 処遇事件の記録又は証憑物は、裁判所の許可を受け、場合を除き、閲覧又は謄写することができない。

（審判期日の開催）
第九条 ①（一） 略
（二） 略
（三） 改正により追加

（決定の執行）
第四五条 ①（五） 略
⑥ 改正により追加
⑦ 第二十八条の規定は、前二項の同行状の執行について準用する。この場合において、同第一項中「検察官にその執行を囑託し、又は保護観察所の職員にこれを執行させることができる」とあるのは、「検察官にその執行を囑託する」と改定する。

（報告の請求及び検査）
第八五条 〇 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による審査の必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、指定医療機関についてその管理者の同意を得て、实地に診察録その他の帳簿書類（その作者又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）を検査することができる。

（資料提供の求め）
第九〇条 〇 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うために必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

（無断退去者に対する措置）
第九九条 ① 第四十一条第一項第二号又は第三十一条第一項第一号の規定により指定入院医療機関又は指定入院施設に無断退去した場合、第四百零一条第二項の規定により外出又は外泊している者が同条第二項に規定する医学的管理的の下から無断で離れた場合を含む）には、当該指定入院医療機関の職員は、これを連れ戻すことができる。

④ 略
⑤ 指定入院医療機関の職員は、第一項に規定する者が無断で退去した時、第二項第一号又は第二号の規定により外出又は外泊している者が同条第二項に規定する医学的管理的の下から無断で離れた場合においては、当該無断で離れた時から四十八時間を過ぎた後は、裁判所のあらかじめ発する連戻状によりなければ、第一項に規定する連戻しに着手することができない。

⑦ 第二十八条第四項から第六項まで及び第三十四条第六項の規定は、第五項の連戻状について準用する。この場合において、第三十八条第四項に規定された裁判所その他の場所とあるのは、「指定入院医療機関」と読み替へるものとする。

（処遇の実施計画）
第二〇四条 〇（一） 前項の実施計画には、政令で定めるところにより、指定通院医療機関の管理者による医療、社会復帰調整官が実施する精神保健観察並びに通院医療機関の管理者による第九十一条の規定に基づき、援助、都道府県及び市町村による保健及び精神障害者福祉に関する法律第七十七条又は第四十九条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十九条その他の精神障害者の保健又は福祉に関する法令の規定に基づき援助その他当該決定を受けた者に対してなされる援助について、その内容及び方法を記載するものとする。

（資料提供の求め）
第九〇条 〇 指定医療機関の管理者は、適切な医療を行うために必要があると認めるときは、その必要限度において、裁判所に対し、第三十七条第一項に規定する鑑定経過及び結果を記載した書面その他の必要な資料の提供を求めることができる。

有効な改正前規定（医療法）

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

令和八年六月三日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・二二法三九）附則二四条（令和九・三・一）までに施行

第〇〇条（特許等の取消し等の宣告）①（略）

② 前項第一号の宣告した判決が確定したときは、裁判所は、判決の謄本を特許庁長官に送しなげばならない。③ 前項の規定による判決の謄本が送付があつたときは、特許庁長官は、その特許権の特許又は特許権の専用実施権若しくは通常実施権を取り消さなければならない。

○信託業法

令和八年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七・六・一三法六六）附則五条（令和八・六・二）までに施行

第四〇条（略）

第四〇条（略）

六 信託受益権売買等業務又は電子決済手段関連業務（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二十七条第二項に規定する特信託会社であつて、同法第二十七条第二項第三項の届出をしようとするものが同法第六十条の八第八項の届出をして同条第九項第一号に規定する電子決済手段関連業務（同条第九項に規定する特定信託受益権に係るものに限る。）をいう。第二十一条第一項及び第九十三条第一号において同じ。）を営む場合には、当該業務の実施体制

○資金決済に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七・六・一三法六六）本則（令和八・六・二）までに施行

（定義）

第二条（略）

① この法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示された場合に限る。）であつて、受託者が信託契約により受け入れた金銭の金額を預貯金により管理するものとする。その他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。② この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（資金移動業（第三十六条）第四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。）電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情を処理する手続をいう。及び紛争解決手続（資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に關する紛争を当事者が相解する）が出来ること。及び紛争解決手続によらずに解決を図る手続をいう。第三十条第三項を除き以下同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう（改正後②）

金を移動させる行為（当該資金を当該受取人に交付することにより移動させる行為を除く。）であつて、受取人が個人（事業として又は事業のために受取人となる場合におけるものを除く。）であることその他内閣府令で定める要件を満たすものは、為替取引に該当するものとする。

（発行保証金の供託）

第四〇条（略）

③ 発行保証金は、特定保証金、地方債証券その他の内閣府令で定める債券（積債、株式等の振替）に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百七十八條第二項に規定する振替債を含む。この場合において、同項（二）をもつてこれに充てることができる。この場合において、当該証券の評価額は、内閣府令で定めるところによる。

（特定信託社に関する特例）

第二十七条（略）

② 特定信託（二）の場合、特定資金移動業を営む場合において、特定保証金を供託するに代り、特定信託会社を資金移動業者と認められ、第二十条第二十四項及び第二十五項、第三十条、第四十条の二、第四十項（第一項及び第二項を除く。）、第四十三條、第四十九條から第五十條まで、第五十一条の四から第五十三條、第二項各号及び第五項各号を除く。）、第五十四條から第五十六條、第六十二條、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二條の八、第五十八條、第六十一条、第六十二条第一項、第六十二條の八、第五十八條、第六十一条及び第六十二条の規定並びにこれらの規定に係る第八條の規定を適用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要を技術的読見は、政令で定める。

④（略）	④（略）
第一案第 二十五項	特定資金移動業
第二案第 二十五項	特定資金移動業

（履行保証金保全契約）

第四四條

履行保証金保全契約は、政令で定めるところにより、その要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者のために内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において「履行保証金保全契約」として用いられるときは、当該履行保証金保全契約の効力に関する間、保全金額（当該履行保証金保全契約において供託されることとなつて居る金額をいう。以下この章において同じ。）をいう。当該種類の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一

（改正後）

③ 一の法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示された場合に限る。）であつて、受託者が信託契約により受け入れた金銭の金額を預貯金により管理するものとする。その他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。④ この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（資金移動業（第三十六条）第四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。）電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情を処理する手続をいう。及び紛争解決手続（資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に關する紛争を当事者が相解する）が出来ること。及び紛争解決手続によらずに解決を図る手続をいう。第三十条第三項を除き以下同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう（改正後②）

（改正後）

③ 一の法律において「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示された場合に限る。）であつて、受託者が信託契約により受け入れた金銭の金額を預貯金により管理するものとする。その他内閣府令で定める要件を満たすものをいう。④ この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続（資金移動業（第三十六条）第四項に規定する特定資金移動業を除く。以下この項において同じ。）電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に関する苦情を処理する手続をいう。及び紛争解決手続（資金移動業、電子決済手段等取引業又は暗号資産交換業に關する紛争を当事者が相解する）が出来ること。及び紛争解決手続によらずに解決を図る手続をいう。第三十条第三項を除き以下同じ。）に係る業務並びにこれに付随する業務をいう（改正後②）

履行保証金保全契約は、政令で定めるところにより、その要件を満たす銀行等その他政令で定める者が資金移動業者のために内閣総理大臣の命令に応じて履行保証金を供託する旨の契約をいう。以下この章において「履行保証金保全契約」として用いられるときは、当該履行保証金保全契約の効力に関する間、保全金額（当該履行保証金保全契約において供託されることとなつて居る金額をいう。以下この章において同じ。）をいう。当該種類の資金移動業に係る履行保証金の全部又は一

有効な改正前規定（経済施策を一体的に講ずることによる安全保障確保推進法 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律）

臣

（内閣総理大臣等への意見）

第三條の四① 厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者（第二條第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る）の行為が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

② 財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣は、為替取引分析業者（第二條第十八項第一号に掲げる行為を業として行う者を除く）の行為が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる相当な理由があるため、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。

（主務大臣及び主務令）

第六條の四①（往書略）

一 為替取引分析業者が第二條第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣総理大臣及び財務大臣

二（往書略）

一 為替取引分析業者が第二條第十八項第一号に掲げる行為を業として行う場合 内閣府令・財務省令

二（略）

③（略）

④（略）

○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和七・六・一三）法六六 附則六条 令和八・六・二までに施行

（特定社会福祉事業者の指定）

第五〇条①（往書略）

一四三（略）

一四（往書略）

一四二（略）

ホ 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二條第二十項に規定する資金清算業及び同法第三條第五項に規定する第三型前払式払手段（同法第四條各号に掲げるものを除く）の発行の業務を行う事業

ヘ一チ（略）

一五（略）

②（略）

③（略）

④（略）

○重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽

・情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三）法三九 附則三四条 号（令和九・三・三）までに施行

（その他公益上の必要による重要経済安保情報の提供）

第九條①（往書略）

一（往書略）

イ（略）

ロ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）第三百十六條の二十七第七項（同条第三項及び同法第三百十六條の二十八第八項において適用する場合を含む）の規定により裁判所に提示する場合のほか、刑事事件の捜査又は公訴の維持に必要な業務であつて、当該業務に従事する者以外の者に当該重要経済安保情報を提供することがないと認められるもの

一四（略）

②（略）

③（略）

④（略）

○不正競争防止法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則二二条 令和九・三・三までに施行

（起訴状の閲覧方法の特例）

第四條 ① 検察官は、起訴状があつたときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の閲覧は、営業秘密構成感情特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合において、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。
②（改正により追加）

② 刑事訴訟法第二百七十一条第二項の規定による措置とされた場合（当該措置に係る個人特定事項（同法第二百七十一条第一項に規定する個人特定事項をいう。以下この項において同じ。）の全部について同法第二百七十一条第五項の決定があつた場合を除く。）における前項後段の規定の適用については、同項後段中「起訴状」とあるのは、当該措置に係る個人特定事項の一部について同法第二百七十一条第五項の決定があつた場合であつては「起訴状抄本等」と同法第二百七十一条第二項に規定する起訴状抄本等をいう。）、及び同法第二百七十一条第五項に規定する起訴状抄本等と、それ以外の場合にあつては「起訴状抄本等」と同法第二百七十一条第二項に規定する起訴状抄本等をいう。と可する。

（公判期日外の証人尋問等）

第六條 ①（略）
② 刑事訴訟法第五十七條第一項及び第五十八條第二項及び第三項、第五十九條第一項、第二百七十三條第二項、第二百七十四條並びに第三百三條の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第五十七條第一項、第五十八條第三項及び第五十九條第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは、「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第五十八條第一項中「被告人及び弁護人」とあるのは、「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三條第一項中「公判期日」とあるのは、「不正競争防止法第二十六條第一項の被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四條中「公判期日」とあるのは、「不正競争防止法第十六條第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日及び場所」と、同法第三百三條中「証人その他の尋問」に「検取、押取、電磁的記録提供命令（第百三條の二第二項第一号イに掲げる方法による提

供を命ずるものに限る。）」を含む。）、捜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提命を命ずるものに限る。）」当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）」の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録並びに押取した物及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提命を命ずるものに限る。）」により提供させた電磁的記録とあるのは、「不正競争防止法第二十二條第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは、「証拠書類」と読み替へるものとする。

（尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令）

第七條 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外において行ふ旨を定めるに当たり、必要が認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人らにすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法

令和八年六月二日以降有効な旧規定

改正法令一覽
・情報通信技術の進展等に対するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七・五・三法三九）本則九条（令和九・三・三までに施行）

（逮捕された合衆国軍隊の構成員又は軍属の引渡）

第一條 ① 検察官又は司法警察官は、逮捕された者が合衆国軍隊の構成員又は軍属であり、且つ、その者の犯した罪が協定第七條第二項(ロ)に掲げる罪のいずれかに該当すると明らか認められたときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十号）の規定にかかわらず、直ちに被疑者を合衆国軍隊に引き渡さなければならない。
② 司法警察官は、前項の規定により被疑者を合衆国軍隊に引き渡した場合においても、必要な捜査を行い、すみやかに再類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

（合衆国軍隊によつて逮捕された者の受領）
第二條 ① 検察官又は司法警察官は、合衆国軍隊から日本国の法令による罪を犯した者を引き渡す旨の通知があつた場合には、裁判官の発する逮捕状を示し、被疑者の引渡しを受け、又は検察事務官若しくは司法警察官による引渡しを受けなければならない。この場合において、刑事訴訟法第二百七十一条第二項の規定による逮捕状に代わるもの交付があつたときは、当該逮捕状に代わるものを示して、その引渡しを受けることができる。

（証人の勾引についての協力）

第六條 ①（略）
② 第一項又は第二項の規定による引渡があつた場合には、刑事訴訟法第九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に關する規定を準用する。ただし、同法第二百三條、第二百四條及び第二百五條第二項に規定する時間は、引渡があつた時から起算する。

（前項の勾引状には、合衆国軍裁判所の囑託の趣旨を記載しなければならない。）（改正後の③）

（略、改正後の④）

④ 刑事訴訟法第七十條及び第七十三條第一項前段の規定は、第一項の規定による勾引に準用する。（改正後の⑤）
⑤（書類又は証拠物の提供等）
第七條 裁判所、検察官又は司法警察官は、その保管する書類又は証拠物について、合衆国軍裁判所又は合衆国軍隊から、刑事事件の審判又は捜査のため必要があるものとして申出があつたときは、その閲覧若しくは謄写を許し、謄本を作成して交付し、又はこれを一時貸与し、若しくは引き渡すことができる。（改正後の⑥）
⑥（改正により追加）
⑦（改正により追加）

（略）

第九條 ① 検察官又は司法警察官は、合衆国軍裁判所又は合衆国軍隊から、日本国の法令による罪に係る事件以外の刑事事件につき、協力の要請を受けたときは、参考人を取り調べ、実況分を渡し、又は書類その他の物の所有者、所持者、若しくは保管者にその物の提出を求めることができる。
②（略）

有効な改正前規定（不正競争防止法）

安協協定の実施に伴う刑事特別法